

平成21年6月17日第2回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第4日)

出席議員 (10名)	1番 松田俊和 2番 原 慎 和 彦 3番 松 尾 仁 4番 漆 原 悦 子 5番 中 山 五 雄 6番 矢動丸 博文 7番 井 上 正 宣 8番 伊 東 盛 雄 9番 岡 光 廣 10番 吉 富 隆
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 副 町 長 教 育 長 教育長職務代理者 鶴 田 良 弘 会 計 管 理 者 池 田 豪 文 総 務 課 長 江 頭 典 雄 住 民 課 長 鶴 田 直 輝 健康増進課長 江 口 正 光 税 務 課 長 白 濱 博 巳 企 画 課 長 川 原 源 弘 建 設 課 長 江 崎 文 男 福 祉 課 長 北 島 徹 産 業 商 工 課 長 渡 邊 昭 秋 教 育 課 長 岡 義 行 文 化 課 長 原 田 大 介 子 ども 安 全 課 長 大 隈 忠 義 農 業 委 員 会 事 務 局 長 福 島 日 出 夫
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 小 野 清 人 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成21年6月17日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第2回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
7	7番 井上正宣	1. 国際交流 2. 農業問題 3. 財政全般 4. 行政全般 5. 堀川産業
8	2番 原慎和彦	1. 財政について 2. 税について 3. 町長の給料について
9	9番 岡光廣	1. しがらみのない上峰 町づくりのできるリーダーとは 2. 行財政改革 大胆改革とは 3. 合併に対しての前向きビジョンとは

午前9時34分 開議

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（吉富 隆君）

前日に引き続きまして、これより一般質問を行います。

通告順のとおり、7番井上正宣君よりお願いをいたします。

7番（井上正宣君）

皆さんおはようございます。通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、昨日まで私も頭がちょっと重かったんですが、きょうは頭もすっきりとして、

さわやかな一般質問ができることを心から喜んでおります。

また、各課長さんにおかれましては、定例会の一般質問の答弁を生きがいに思っている方ばかりでございますので、きょうは満遍なく質問をさせていただくつもりですが、時間の制約もありますので、今回は町長に代表で答弁をしていただこうという気持ちでございますので、よろしく願いをいたします。

まず、国際交流の問題。これは、3月の臨時議会の折に町長に質問をいたしました。国際交流の意義について、町長は町民の方と相談してという答弁があったように思っております。きょうは、その辺をしっかりと自分の考えで答弁をお願いいたしたいというふうに考えております。

それから、農業問題ですが、地産地消と食育の活動についてということで、これは町長の公約でございますので、具体的にどういったものをお考えなのか。それと、上峰の農業新ブランド、これも公約でございます。これも、具体的にどういうお考えをお持ちなのか、御答弁をいただきたいと思っております。

それから、3番目の財政についてですが、ここに過去10年間の起債状況と今後10年間の償還計画、これらの資料をいただいておりますので、その点を課長のほうから具体的に説明をお願いいたしたいと思っております。

そして、4番目が行政全般について。これについては、町長は組織の見直しというお考えがあるようでございますので、この点も具体性をくめて御答弁をお願いいたしたい。

それから、5番目の堀川産業ですが、これは今回で私は4回目の一般質問でございますので、しっかりとした、将来を見据えて、今度はもう平成23年には借りかえ時期に来ておりますが、それが可能かどうか、この辺をしっかりと踏まえて、今までの皆さん方の御努力を、努力をするということでございましたので、その結果も踏まえて、お聞きをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

終わります。

議長（吉富 隆君）

国際交流について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。

7番井上議員の国際交流、国際交流の意義について、青少年健全育成と国際交流という御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

さきの議会、臨時議会でも申し上げましたとおり、国際交流事業自体は大切な事業であると考えております。これは、これまで長年、そういった事業が続いてきて、いろいろな御苦労の中、議員におかれましては御尽力されてきたことと存じ上げております。

ことしも、私、初めて、驪州郡に訪問させていただきました。郡守様を初め、さまざま歓

迎をいただきました。交流の中身ですが、国際交流という旨のスケジュールが組まれておりまして、忙しく過ごさせていただいたことをごさいます。

一方で、この議員間国際交流事業は、町民の皆様から、この財政難の折に何をやっているかという声のもと、直ちに中止すべし、そういう御指摘がごさいます。さまざまな団体に対して補助金をとにかくカットしている現状の中、民間交流に切りかえるべきというような御指摘、さらに、長年続けてきた交流を絶つべきではないという声もごさいます。

一般会計からの捻出が大変難しい現実の中、税金使って、私たちの交流に御批判があるわけでごさいます、この御批判自体は極めてまっとうなものだと私は思っております。

今回の交歓、極めて忙しいスケジュールでやってきたわけでごさいます。本当に議員におかれましても、この間、尽力されてきたことと存じております。その中で、来年度以降、前述した町民の意見も含めて、総合的に判断させていただきたいと思っております。

以上でごさいます。

7番（井上正宣君）

町長のほうは、今後もいろいろな町民の方と相談してというようなことでごさいます、1つの友好提携、姉妹提携を結んだ場合に、それを凍結したり、中止をしたりということは、よほどのことがない限りすべきじゃないと。

それはどういうことかという、同じ国内の問題として取り扱う場合はいいと思うんですが、国際的な問題になると、国と国との問題にかかわってくる。そうすると、せっかく今まで培ってきた友好提携が、それが御破算になってしまう。凍結ということは、もうしないということなんですよね。再び、こちらから申し入れをしても、向こうはもうだめだと言うはず。ですから、そこら辺はよくお考えになって。

今まで私たちも、1980年から日韓剣道交流をやってまいりました。今年で二十何年ですか。1980年ですから、31年になりますね。

そういうことで、まず、日韓交流が始まったのは、ここにホームページで出してあるんですが、お読みになりましたかね、町長、ホームページ。

企画課長、これはホームページで、これは町長に見せてくださいよ。（「はい」と呼ぶ者あり）町長が全然わからないわけですから。

ここにあるように、上峰町と韓国の交流経緯というのがごさいます。昭和59年度より上峰町剣道愛好者とソウル市内の剣道愛好団体の間でと書いてあるんですが、これ以前に、5年さかのぼって、1980年ですから、昭和55年です。昭和55年から昭和59年までは、佐賀県の剣道道場連盟と韓国の剣道会、大韓剣道会と申しますが、そこの日韓交流をやっておったんです。その中で、上峰からも優秀な子供たちがたくさん参加しております。今では、その参加された子供たちが、片方は教育者、それから、全日本選手権に出る選手、たくさんいっば

いおるんです。そして、向こうにも、いろいろな方がいらっしゃいます。陸軍士官学校の教官、それから、大学の教授、もういろいろな著名人がいらっしゃるわけです。

そういった友好の中で、一たん凍結をしたり、ちょっと考えてくださいとか、そういうことをやったときに、先方がどのようなお考えになるかということも頭の中にひとつ入れておいてほしいと、そういうことなんです。

ただ手前みそだけで考えて判断すべきじゃないと思うんですが、その点、町長、どういうふうにお考えなのか、お尋ねをいたします。

町長（武廣勇平君）

7番井上議員の御質問にお答えさせていただきます。

手前みそで判断すべきでない、まさにそのとおりだと思います。国際交流を継続していくということが、これまでの長年の経緯もございますし、大切だということは議員と同じ思いを共有しているということでございます。

要は、この一般単独費用で私たちが訪韓するということが問題なのだろうというふうにおもっておるところでございます。その点につきましては、今後、また議員の皆様と協議しながら、また、町民の皆様の意見を踏まえながら判断させていただきたいというところで考えております。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

町長も先般、驪州郡のほうに御訪問されて、大神中学校、昌明女子中学校、訪問されたと思うんですが、今、大神中学校と上峰の中学校が姉妹提携を結んでおります。昌明のほうはまだこれからということに入っておるんですが、この姉妹提携について、町長はどういうふうにお考えなのか、御答弁をいただきたいと思います。

町長（武廣勇平君）

7番議員の御質問でございます。姉妹提携についてということでございます。

上峰の中学生の交流、町として行わせていただいておりますが、国際交流の意義といたしまして、姉妹提携の意義といたしまして、グローバルな感覚、そういったものを育成したり、多角的な価値観の獲得、学習へのモチベーションの向上、また、偏見や差別に対する、そういった打ち勝つような信条の醸成という、そういった意味があると感じておるところでございます。

私も、この青少年交流につきましては、まだ町長として就任して経験、そして聴取、意見も聞いておりません。そういう中で、今年度、その事業があるわけでございますが、PTAや学校関係者、そして教育委員会、この3者も踏まえて、翌年度以降考えさせていただきたいということでおもっておるところでございます。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

以前は、上峰町にもスポーツ少年団の交流として、西ドイツから上峰のほうにホームステイ、いろいろ活動がございました。その後、国際交流じゃありませんが、海外研修ということで、ふるさと創生の1億円を基金としてやってあったわけなんですね。それが見直したらどうかということから、この青少年健全育成の中で国際交流はどうかというふうに変ってきたのがここなんですね。

ですから、姉妹提携を結んだ以上は、友好都市提携と姉妹提携の意味が違うと思うんです。予算の組み方も違うと思うんですよ。友好都市と姉妹提携というのは、意味が違うと思うんです。そこら辺も町長、よく御理解をいただいてですね。

できれば、今の中学校、やはり行った人はそれなりの、やっぱり幅が広い国際感覚を持って、将来を担っていただく子供たちですから、できるだけ予算をですよ、一般会計で厳しいからということじゃなくて、削れば削るほど身は細くなっていくんです。削ることよりも、私は町長に稼いでいただきたいと。稼いで太くなっていただいて。削って身が細くなったら、元気出ませんよ。稼いで稼いで太ってもらったほうが元気出ますよ。

だから、ただ予算を削るだけが能じゃなくて、やっぱりそれなり働いていただく。そうしないと、削ることだけ考えておったら、前向きどころじゃない、後ろ向きですよ。それは町長がいろいろお考えになっていることもあるかと思うんですが、それよりも、それ以上の仕事をしてほしい。そうすると、そういう削る必要もないんです。

だから、この姉妹提携とか、こういうことをやったときには、将来のこれは投資ですから、子供たち。すばらしい、やっぱり日本の国を背負っていただかなきゃいかん。そういう感じでやる分ですから、一般会計からの予算の削減とか、そういう国際交流の問題については、もう一度、どういうお考えなのか、御答弁いただいて。

町長（武廣勇平君）

7番議員の再度の国際交流事業につきましての御質問でございますが、友好都市と姉妹提携という重みの違いということを強調されました。確かに、姉妹都市ということでございまして、今まで培ってきたきずな、これを継続していくことは大切なことです。そして、削ることだけでなく、体力をつける、稼ぐことを考えよということございまして、私もお金がたくさんあるのであれば、これはもちろん進めていくべき事業であると考えております。その点につきましては、今年度、就任して以来、企業誘致等、力を入れていきたいというふうに思っております。滞納の対策についても、しっかりと取り組んでいきたいという考えであります。

来年度以降、どういう状況になるか、今のところ予測はつかないわけでございますが、先ほどのこの財政難の折にという町民の意見も踏まえながら、また、そのときの財政状況がかんがみながら、総合的に翌年度以降判断させていただきたいと考えております。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

町長のほうも、少しはこの国際交流に関して、自分の決断をやっぱり持つべきだと思うんです。

どうしてかということ、韓国という国は、昔から非常に近くて遠い国と言われておりました。1980年代は、向こうに行っても、まだ国民感情として、終戦後の処理の問題が間違っておりましたので、非常に敵対視された感がありました。しかし、韓国の大韓剣道会の副会長をされておりましたキム・エイタツ先生という剣道9段の範師の方が、この方が日本の旧制福岡中学を御卒業になって、そして日本語は堪能でございますから、韓国で大韓剣道会の副会長をされておりました。非常に友好的に私たちも扱っていただいて、教えもいただきました。

どういうことを言われたかということ、やはり国際交流をやる時には、まず友達になりなさい。お互いに見栄を張っただけではだめですよ、友達になりなさい。そして、その次は、お互いに物が言える兄弟になりなさい。兄弟みたいに仲よくなりなさい。そういうことが、将来的にどういうことになるかということ、その人たちがお互いの国で、やはり社会的に貢献できる人になったときに、いざ、いさかいがあったときに、戦争もしくは紛争があったときに、その方たちがお互いに物が言えるところでの外交努力、防衛問題に係ってくるわけなんです。それほど大きな問題に波及をするから、この国際交流というのを続けるべきだと。

北朝鮮を見てみなさい。交流ができないから、完全な遮断ですよ。お互い友達になれば、言いたいことを言えるんです。そういうことから、この国際交流を重要視していただきたいと、そういう気持ちで私は町長にお尋ねをしているわけですから、いま一度、町長の決心を、ここではっきりやるべきだと言っていただいて、ほかのものを少し削ってでも、こっちの分をやっぱり優遇すべきだというふうに考えておりますので、もう一度御答弁をいただきたい。

町長（武廣勇平君）

井上議員の再度の御質問でございます。

友達になりなさいということでございます。私は、町民の意見もちゃんと聞く必要があるとは申しました。ただ、この事業は、町民が申し上げているから、だめだと言っているからだめだと。じゃあ、一方で、これは一般的ですけど、小さな団体が、立場の弱い人たちのためにある事業だから、やらなければいけないと、そういった善悪で私は事業を進めていくことはいかなるものかというふうに考えるように最近なっております。

といいますのも、事業は、その効果というものをしっかりと見据えた上で、この財政をもとに事業効果の優劣をつけて、優先順位をつけて、順位の高いものからやっていくべきだというのが町政運営の要諦だというふうに感じております。

その意味で、来年度、財政の状況が、今現在でははっきりしないわけでございますから、その財政の状況をもとに、本当にこの国際交流事業が優先度の高い、ほかの事業に比べて優

先度の高いものであるのかどうか、その時点で判断させていただきたいと思いますので、御了解いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

なかなか町長の決心を、ここでほじくり出すのはちょっと難しいみたいで、うまいぐあいには逃げているようでございますが、とにかく、この国際交流というものは、今さっき申し上げましたとおり、社会的に大きな投資なんですね。ですから、こういうこともしっかりと踏まえて、そして、こういうホームページもたまには見てくださいよ。差し上げますよ。企画課長、ちゃんとやっておいてください。

そうということで、今後の財政状況を見ながらということでございますので、私も大いに、町長も大きくなっていただかなきゃいけないし、そういうことも踏まえて、すくすくと子供たちが青少年健全育成に取り組むということも町長もちゃんと言っておられますので、ぜひ、自分なりの気持ちで、こうするというのを決断してほしいと思います。

それでは、この項はこれで終わります。

議長（吉富 隆君）

農業問題について、執行部の答弁を求めます。

産業商工課長（渡邊昭秋君）

おはようございます。それでは、私のほうから、井上正宣議員の農業問題、1点目の地産地消と食育活動、2点目の上峰の農業新ブランドについて、御答弁させていただきます。

まず、第1点目の地産地消と食育活動でございますけれども、近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりが進む中で、直接生産者と消費者を結びつける地産地消への期待が高まってきております。

生産者と消費者が顔が見え、話ができる関係で、地域の農産物を購入する機会を提供し、地域の活性化を図り、ひいては地元農業者の営農意欲を高めさせ、農地の荒廃を防ぐことにもなります。

従来から、地産地消の活動は直売所等が代表的なものととらえられており、本町も例外ではありませんで、屋形原地区のむらの産物直売所、並びにJAの産直、よりみちでございますけれども、生産者名を記入したシールを活用し、消費者とのコミュニケーションをとっております。また、農産物が生産される過程や、生産者から直接言葉を聞けることができ、安心して農産物を食べることができるものと考えております。

今後は、生産者と消費者が相互に理解を深め、信頼関係を保ち、農産物の食べ方、しゅん、栄養など、レシピ等を作成することも必要だと思っております。

さらに、消費者が農業や農産物への理解と関心を高めることによって、地域農産物を選択することによって自給率向上にもつながるのではないかと考えております。

食育活動につきましてですけれども、食育活動につきましては、町民一人一人が生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保などが図れるよう、自分の食生活について考える習慣や、食に関する知識などを身につけることが大事であると思います。

さらに、ライフステージ、例えば、乳幼児期、学齢期、青年期、中年期、高齢期などに応じた取り組みや、家庭、幼稚園、保育園、学校、地域での取り組みも必要であると思います。

家庭では、家族団らんの食事の機会をふやしたり、家族で食事の役割分担をしていったり、幼稚園、保育園、学校あたりでは、望ましい食習慣を身につけさせたり、地域では郷土料理など食文化の伝承なども取り組んでいただければいいのではないかと考えております。

年代に合わせて、必要なことから始めていき、最も大事なものは、食料や食生活を大事にしていこうという心ではないかと考えております。そのような心を身につけていくことが食育だと考えます。

続きまして、上峰町の農業新ブランドということについて御答弁させていただきます。

現在、九丁分地区の直播研究会の協力のもと、ふくまる会を結成しております。ふくいずみ及びにこまるを上峰ブランド米として、議員さんや区長さんに大変な御協力をいただいて販売をしておるところでございます。おかげさまで、大変御好評をいただいております。ついせんだっても、関西佐賀県人会のほうから注文がありまして、前産業商工課長の大坪課長の計らいによりまして、関西佐賀県人会のほうに送ったところであります。この上峰ブランド米を確立していき、これを柱に農産物全体の底上げをしていかなければならないと思っております。

こういったものを産直や量販店とか、学校給食等に提供していくことが、地産地消とともに地域の活性化、並びに食育にもつながっていくのではないかと考えております。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

ただいま課長のほうから、非常に素晴らしい、今までやってきたようなことを、いい作文の朗読でやっていただきましたが、私は、ここに、町長の公約でございますから、地産地消と食育活動について、町長の具体的なお考えをお聞きいたしたいと思っておりますので、御答弁をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

7番井上議員の、地産地消と食育についての御質問でございます。

地産地消の意義というものは、しゅんの食べ物を新鮮なうちに食べられる、消費者と生産者の距離が近いゆえに鮮度が高い、また、地域経済の活性化、地域への愛着につながる、地域の伝統的食文化の維持と継承、そして、農産物の輸送に係るエネルギーを削減できる等、さまざまな意義があるところでございまして、これまでも議員初め、さまざまな農業生産者の方々、農協を中心に、いろいろな取り組みの中で、今の上峰のブランドというものをつく

りながら、地産地消を進めてこられたというふうに理解しております。

私も、この地産地消の意義をもって、今後、地産地消をさらに、食育もさらに進めていきたいというふうに思っておるところでございます。

食育につきましては、生きる上の基本でございまして、知育、徳育、体育、その基礎となるものが食育であるというふうに理解をいたしておるところでございまして、最近是不規則な食事や、私も反省しなきゃいけません、バランスのとれていないような食生活文化があったり、現代人はそういう環境の中で、町としましても食生活改善推進協議会等、さまざまな見識のある方々がお集まりいただいて御議論いただいているところでございます。その方々と手を携えながら、食育というものをしっかりと進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

町長のほうは、非常に、具体的にこうだからこうという、ただいまの答弁、抽象的な、そういう答弁でございましたが、地産地消と食育、地産地消は、何をどこでどうする、それから、食育には、この食育活動というのをどこでやるのか、具体的にですよ。学校でやるのか、家庭でやるのか、町全体でやるのか。それに伴って予算を幾ら組んでいただくのか。そういう具体的なことをお尋ねしているわけですから、ただ抽象的に言われても、1年以内にはこうします、2年以内にはこうします、在任中にこうします、そういうやっぱり決断を具体的にお聞きしたいということでお尋ねをいたしておりますので、もう一度御答弁をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

7番井上議員の御質問にお答えします。

抽象的な答弁で申しわけございませんでした。

食育の意義というものを、私も共有しているということをお伝えしたかったというところでございますが、今年度以降、具体的にということでございますが、施政方針にもうたっておりますように、食育活動を積極的に推進するために、食育推進実行委員会、これは県の食育推進の中につくるわけでございますが、食育推進実行委員会を設置し、今年度にプレイベントを行っていきたいと思っております。

食育というテーマでございますので、これは本当に幅の広い分野でございます。いろいろな方々の御協力なくして、これは進めることができないというふうに思っております。それこそ、農業の生産者、農協、町にございます推進協議会、さらに言えば農業委員会の皆様、議員の先生方、さまざまな人たちの力なくして、これは進められないと。私が、この指とまれで進めていくような話でもない。そこに、まず、食育推進実行委員会を設置する中で、幅のある議論をしながら、ダイナミックに進めていければというふうに思っております。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

どうしても具体性が出てこないような感じですが、例えば、終戦後、日本国民がほとんど、アメリカから押しつけられた麦でつくったパンを食べていますね。町長も恐らく、お米よりもパンを食べておられる回数が多いんじゃないかと思うんですが、いかがですかね。お米ですか。立派なものです。

そういうことで、終戦後、そういうパン食を、小さい子供たちからパン食を導入したということが日本のお米が食べなくなったということの1つの原因だろうと。これも1つの食料防衛なんですね。アメリカが自分たちの小麦を日本に輸出するために、パン給食をさせたと。日本人にはパンを食わせると、ジャパンじゃないかと。そういうことから、日本の国は外国に食料を頼るようになってきた。

だから、これは1つは、日本のお米が減反政策もなくどんどんつくって、外国にどんどん輸出して、食料のない国に、そういうお米を食べさせる習慣をつけさせれば、日本の国もどんどんお米は輸出できて、そして、例えば、農業も循環型の産業でありますから、水を入れたり、いろいろな、環境的に物すごい貢献をしているんですよ。だから、そういうことも踏まえれば、やっぱりこの食育ということはとても大事なことですから、例えば、町長が、じゃあ、学校給食は全部米飯にしよう、それで関係者は全部協力してくださいと、そういう気持ちで臨んでいただくと、町長の公約のこの食育活動というのは大したものだなと私も思うんですが、その点いかがでしょうか。御答弁をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

7番議員からの御質問でございます。

米国の意図的な指導のもと、パン給食が進められているというようなことでございまして、国全体の農業政策、いろいろなふらついているような現状を印象を持っておりますが、品目横断的な対策だったり、大規模化していこうという、法人化に向けた施策であったり、さらに最近では減反見直しというような声が上がったり、下がったり、そういった状況であると認識しておりますが、今のこの日本の農業のあり方、これはどういう施策、どういう方向性で進めればいいのか、これは国政の問題でございます。そこは、国政の方々がお決めになることだと思っておりますが、その中で、一自治体としてどういう取り組みができるかというところで、今議員から御提案いただきました。

私、それにつきまして、今現在、それをどう評価するというような判断の材料を持ちません。議員のほうからの御提案、さらに担当の課と協議を進め、今後、上峰町農業の推進に向けて有効な手だてを打てればというふうに思っておりますので、今後とも私に御指導いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

今の御答弁、前向きにとらえていいでしょうか。前向きにとらえていいでしょうか、食育活動については。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、期待をいたしておりますが、現在、日本の食料自給率は御存じですね。（「はっきり、細かな数字は……」と呼ぶ者あり）

今、上峰の農業がどういう状況かというのは、現在、認定農業者のほとんどがもう60歳以上なんです。そうすると、あと10年もすると70歳以上なんです。そうすると、上峰の農業はどういう形になるかということのを頭にまず入れておいていただきたい。それから、農業後継者の方が若い人といっても、ほとんどもう30過ぎだと思んですが、三、四名いらっしゃいます。すべてほとんどがもう高齢者なんです。ですから、そこも踏まえてですよ。

さっき申しましたけど、食料自給率が日本は40%不足なんです。40%不足ということは、将来、外国から食料が途絶えた場合には、10人のうち6名は餓死をする。国会議員の先生にも申し上げたんですが、将来的に、そういう食料が来なくなったときにどうしますかと。自動車の部品とか、ICとか、電気関係をおかずにして食べますかと。やはり食料は国内で自給自足できるような農業体制に持っていきべきじゃないかということをお願いしたんですが、とにかく40%ということと、それから、今の農業が非常に経営的に厳しい状況にあります。それで、町長がここに掲げてありますように、農業新ブランドの確立ということも公約で上げておられますので、その新ブランドを具体的にどういうものか御答弁をいただきたいと思います。

町長（武廣勇平君）

7番井上議員の御質問でございます。

課長からも先ほど申し上げましたように、九丁分地区直播研究会の協力のもと、ふくいずみ及びにこまるを上峰ブランド米として、今現在、それを柱として、学校給食に提供していくとか、そういった産直や量販店、そういったところに提供していくとかいうような取り組みをされていると伺っております。これを柱として取り組んでいくつもりでございます。

新ブランドということですが、新しいブランドを私がこれをブランド化しますというようなことは言えるような立場でもございません。皆さんの協力の中で生まれてくるもの、食育、地産地消を通じて生まれてくるものの中で、ブランディングについて尽力していきたいという心づもりはございます。そういった議論が展開されることを期待しながら、今後、食育の取り組みについて私の立場から力を尽くしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

町長、今の答弁は、今までやってきたことなんですよ。町長が新ブランドと公約で書い

ているから、別に新しい自分の頭の中に描いたものがあるから新ブランドと書いているんじゃないかなと思っているんです。

ほかに、そういう上峰としての特産品を自分なりに、こういうものを新ブランド化したいということで書いてあると思うんですが、今までやってきた九丁分地区のにこまるとか、ふくいずみとか、そういうことは今までずっと継続してやってきているんです。もう大体確立ができてきているんですよ。そういった中で、町長が新ブランドと打ち出したものだから、ああ、ほかに何か目ぼしいものを見つけたかなという気持ちでお尋ねをしておるんです。

ですから、その頭の中に描くものがなかったら、新ブランドで書いたから、やっぱりいかんと思うんですが、その点いかがでしょう。

町長（武廣勇平君）

7番議員の御質問でございます。

新ブランドということでございます。私は、先ほど重ねて申しますが、今現在、上峰ブランド米としてやられているふくいずみ、にこまるについて、それに力を尽くしていきたいという中、新ブランドというふうに書いております。

これは、どういう意味かと申しますと、皆さんとの今後の協議の中で出てくるものについては、新ブランドを育てていくことに力を尽くしていくというような意味で理解していただければというふうに思っております。

選挙期間中、さまざまなところを回りました。その中で、これをブランド化したらどうかというような意見も広く承っております。その中で、その協議の場で、そういった目ぼしい農産物が出た際には、それをブランド化するというについては私も強力で推進していく心づもりでおるという意味で理解していただければというふうに思っております。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

町長、私は、新ブランドということで打ち出されたから、例えば、こういうもの、こういうものと出して、それには予算の裏づけをして、これはぜひしたいということで提示されると、非常にいいんですが、あくまでも町長のこの出された問題、抽象的でわかりにくいんですよ。皆さんと協議してとか、そういうことになるとですよ。町長の頭の中に描かんでも、みんなやっているわけですから。

例えば、上峰の今特産品というのは珍しいものもありますよ。町長、御存じのとおり。マンゴーもありますよ。そういったものも売り出せばいいわけですから。そういうものを町内全部見渡して、これを新しいブランドにしようと思ったら、それに町長が予算の裏づけをしてやって、どんどん売り込めばいいんですよ、東京に行って。宮崎の知事を見てください。削るんじゃなくて稼ぐんですよ。削ることが能じゃないんです。削ったら、やる気なくしますよ。稼がなきゃいかんのです。町長だって稼いだら、10,000千円も20,000千円も稼いでき

たら、給与は上げなきゃいかんですよ。そういう気持ちで進んでくださいよ。

ですから、このブランドとか確立をされた、そのときには、予算の裏づけをして、こういうふうには私は考えているから、みんな力を合わせてやりましょうよと、先頭に立ってやってください、若いですから。お願いしますよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

終わります。

議長（吉富 隆君）

財政全般について、執行部の答弁を求めます。

企画課長（川原源弘君）

おはようございます。井上議員、3番、財政全般、過去10年間の起債状況と今後10年間の償還計画の資料に基づく説明をという形の御質問ですので、それに基づいてですね（「簡単に説明してください。時間が足りませんから」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。

じゃあ、早速ですけれども、お手元の資料をお願いいたします。

まず、過去10年間起債状況の議会資料と、左上のほうのタイトルが平成20年度以降償還計画の議会資料というのが2つございます。それに基づいて、ちょっと概要として説明いたします。

まず、過去の起債状況といたしましては、主なところ、平成13年度の中央公園事業取り組みなどで527,000千円ほど、あと16、17年度の公営住宅建設の650,000千円、並びに380,000千円ほどあっていまして、10年間でトータル2,806,000千円ほどの累計を示しております。

次ページの償還計画なんですけれども、ここでは元利支払い計画といたしまして、平成30年度までの計画を示しております。

ここでは、20年度末で5,009,000千円ほどの未償還額がございましたけれども、償還ピーク、平成23年度でございますけれども、平成30年度には1,370,000千円ということの大幅な起債残を見込んでおるところでございます。これはあくまでも、経済状況とか行政の推移がこのままであるという前提のもとで示しておりますので、そこを御理解方お願いしまして、決して10年後の経済、財政に対しましては悲観ではないというような財政状況であろうかというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

今、企画課長のほうから、過去10年間、そして、今後10年間の償還について説明がありましたが、私もそれ、今の上峰の起債状況からいきますと、10,924,900千円ですか。町長、資料ございますかね。

これは、過去さかのぼって、私も調べてみましたら、平成3年から平成6年まで、これは秋山町政時代の債務でございますが、1,754,300千円、全体起債の16%です。それから、その後、平成7年から平成10年までの高島町政時代の債務が4,107,600千円、これは全体的

38%。それから、平成11年から平成19年までの大川町政のときですね、9年間で5,063,000千円、全体の46%です。間違いございませんね、企画課長。

そういう中で、この債務を今ずっと償還しているわけですが、そのピークが来年、再来年ぐらいなんですよね。ただ、この借金をつくったて、ただ借金をつくったんじゃないんです。いろいろなインフラ整備をしたり、町内、町民の方にいろいろなサービスをしているんですよ。ですから、それを武蔵町長のときに全部返そうとなんか、思っていないでしょう。将来にわたって、ずっと償還していくわけですよ。住民の方も、それなりのサービスがあるわけですから。何も一人で背負って、すべて返してしまおうなんて思わんでくださいよ。ゆっくりと償還していいと思うんです。

それで、ここで県内での上峰の状況、大体おわかりと思いますが、実質公債費比率が佐賀県でトップなんです。悪いことに、23.3%。それから、財政力は佐賀県で2番目高いんですよ。こういうことをひっくり返して見ますと、佐賀県内の状況の中で、ここ3年間のうちに財政力をつけて、そして、実質公債費比率が下がってきた市町、それから、横ばいで来た市、いろいろあるんですね。これは統計を見ればわかるんですが。

そういった中で、私はこう考えておるんですが、将来的に上峰は財政的に破綻をするのかどうか。まず、総務課長、上峰町は将来的に破綻をするかどうか、御答弁をいただきたいと思えます。

総務課長（江頭典雄君）

ただいま、急な御質問をいただきまして戸惑っておりますが、将来、現在の財政状況、非常に厳しいものがあります。ただいま御指摘のような、償還額がふえてきておりまして、非常にそういった指数的にも若干窮屈な状況がございます。財政的、一般財源の窮屈な状況、特に税制の、そういう伸び悩み等もありまして、非常に窮屈な情勢にあります。

ただ、将来の償還計画を見ますと、今後、二十三、四年をピークに、あとはだんだん減ってくると、今の状況で言えば減ってくるというような見通しを立てておりまして、また、財政力についても非常に、ただいま御質問の中にありました御指摘のように、高い数字で税収も多いわけでございます。そういうのを考えますと、将来、このままずっと今のような状態で進むと、窮屈な状態で進むということについては、必ずしもそうではないというふうな見方を現在、見通しとしては持っておるところでございます。

7番（井上正宣君）

総務課長、簡単でよかったです。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、企画課長にお尋ねします。

上峰町は将来的に破綻しますか。するか、しないか、それだけで結構です。

企画課長（川原源弘君）

するか、しないかだけじゃなくて、もう一つ、ちょっと言わせてください。

19年度の決算書、今ちょっと手元に私、持ってきたんですけれども、実質収支に関する調書という欄がございます。その中で、上峰町の収入と歳出の差額といたしまして、19年度は93,916千円でございます。

何をもって破綻という話になるかと思えますけれども、赤字か、赤字でないかという判断のもとであると、平成19年度では93,000千円の黒字を出しております。実質公債費比率として非常に高い、経常収支比率も高い、ですから、何をもって破綻と言われるのかはちょっと難しいんですけれども、私のほうは、今のところ、上峰町は健全でいくのではなからうかと。その判断基準は別としてですね、破綻という言葉としては、私はないものというふうに思っております。

以上です。

7番（井上正宣君）

言葉の使い方が悪いかと思うんですが、一般的に破綻、破綻と言われておりますので、そういうところから町長、いかがですか。将来的に破綻しますか。御答弁いただきたい。

町長（武廣勇平君）

7番井上議員から御質問でございます。

破綻するか、しないかという、今、担当の課長からも申しましたとおり、何をもって破綻と言うかというところでございますが、このまま健全で行くという認識は私は持っておりません。それはどういう意味かと申しますと、この実質公債費比率が25を超えるということは、早期健全化団体に指定されるということございまして、早期健全化団体に指定されることは健全ではないということに私は認識しております。

九州におきまして、沖縄の3つの村以外は、早期健全化団体に指定されている村はございません。

償還についても、今後、なだらかにピークを迎え、逡減してくるというお話がございました。確かに、そのとおりでございます。ただ、手元の資料では、今後4年間、私は実質公債費比率、なかなか下げることは難しい。24%を超える中で推移していくというふうに予測を立てております。その中で、起債につきましても、今言ったメニューがございました。過去10年間の起債状況でございます。これに加えて、債務負担行為というものもございまして、これについて年間、ことしでは8億円を超える額を出しているという状況でございます。

財政力につきましても、議員おっしゃるように、県内で2番目の財政力を誇る町でございます。この町でありますので、今後とも返していく体力は持ち合わせていると思っております。ただ、25%を上回らないような努力をすべき、その中で、起債を伴う事業をしないということに心がけていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

非常に、町長、25%にこだわっているように思うんですが、そこに行く前に、さっきも申しましたとおり、削ってより稼いでこんですか。そしたら、よくなると思うんですよ。町長、東京行ってから、毎年30,000千円から50,000千円くらい稼いできてもらうと、大分楽になってくると思うんです。そういう御努力もまたお願いをいたしたい。

以前、東北地方の黒川村に行ったんですが、あそこの村長さんは村にいないんですよ。東京におるんです。各省庁を回って、予算をどんどんとってくるんです。そうすると、少ない予算でいっぱいインフラ整備できるし、事業もできる。そういう形でやっていると、起債は起こさなくても結構やっていける。そういう方法もあるわけですから、削る、削る、25%にこだわる、そういうことじゃなくてですよ。24時間、町長働きますって言うから、寝らんでどんどん東京へ行って稼いでこないとだめですよ。そういうことでお願いをします。

平成21年度の予算編成要領は見られましたか。あるんですが、21年度予算編成の要領。ここにずっと書いてあるんですが、予算の見積もり、要求基準、こういった中で、一般財源要求率は前年度6%以下とし云々と書いてあります。読まれていないですね。読んでおってください。（「はい」と呼ぶ者あり）課長、これやとってください。ここに、必要性、優先性、代替性、妥当性、効果ということの中で予算編成をして、3月議会で議決をしているんです。ですから、こういうことも頭の中に入れて、今後の町長の行政運営にやっていただきたいなと思っております。

そういったことで、まず、今言いました、削るんじゃなくて稼ぐ、そういう意欲を町長、答弁をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

7番井上議員の御質問にお答えさせていただきます。

削るんでなくて稼ぐ、本当に私もそうさせていただきたいと思っておりますし、今、東京に行って要請活動に力を入れ、補助金でしょうか、交付金でしょうか、そういったいろいろな形で中央から予算を持ってくるというようなことに努めていくべきだという御提案もいただきました。そういう取り組みもしかり、ほかの企業誘致等、今後、私、本当に力を入れていきたいと思っております。

これまでの経緯というものが多少わからないところもございますので、課長、議員さんたちからしっかりと意見を聞きながら、そして、私の交友関係、いろいろなところに打診をしながら、企業誘致に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

とにかく、町長もお若いので、どんどん、24時間働いていただいて、頑張っていたきたいと思うんですが、現在、議員報酬が20%カット、町長が15%カット、それから管理職が6%、一般職員が4%ですね。この削減した予算は、どこに使っているのか全然わからな

い。目に見える形で予算編成をしてほしいと思うんですが、総務課長、どのようなお考えか、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

総務課長（江頭典雄君）

お答えをしていきたいと思います。

ただいま、議員の報酬、並びに職員、特別職含めて、給料、報酬の削減をやっておりますが、総額で二千数百万円になるかというふうに思います。これは、当然、今問題になっております起債の償還等にやっぱり充当して行って、将来になるだけ、先の財源を食わないように補てんをしていくというのに現在充てておるようなことだというふうに認識をしております。

7番（井上正宣君）

実際、一般職員の方も、自分たちがカットした分が何に使われているのか。ただ、今、総務課長が言われたように、債務負担に充てているということで、はっきり予算上見えておればいいんですよ。それが予算書を見ると、はっきりそういうのが出てこない。カットした分がこれですよというのが出てきていないんです。そして、その使い道がどこに使うという、はっきり目に見える形を出していただきたいなと思うんですが、企画課長、御答弁をお願いいたします。

企画課長（川原源弘君）

議員御指摘のように、町長効果、職員給与効果、議員効果につきましては、これをどれに使ったという色分けという形では、今の予算編成上では特段の色分けはしておりませんが、歳入歳出の不足分を補うという意味合いで今のところしておりますので、今後、それが明確にできるような予算編成のあり方という形で考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

7番（井上正宣君）

町長、今お聞きになったとおりです。

それで、やはり、カットして、そのお金がはっきり目に見える形で使っていただかないと、みんな、職員の方も、管理職の方も同じと思うんです。自分のカットされた分、どこに使われているのかなと、はっきり目に見える形の予算編成をしていただいて、そして、有効に使っていただくということをお願いしておきたいと思うんですが、町長の御答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

今、7番議員の御質問ですが、担当課長申しましたように、職員、そして議員の先生方の給与削減分、そして、私の50%カット、すべてこれはどのような使い方をしているかという意味で申し上げれば、歳入歳出の不足分を補うという形でございます。その意味で、私も、

財政の健全化の一助にという意味で、歳入歳出の不足分を補う、一般会計、大変厳しゅうございますので、事業が起きたときに、歳入歳出を補うという形で措置しているところでございます。これは財政健全化の一助となるというふうに判断して、今回、そういう措置をとらせていただいているところでございます。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

今、町長、50%カットと言われましたが、まだ議会で議決をいたしておりませんので、予算上は計上すべきじゃないと思うんですが。

そして、債務負担行為のほうに充当するというところでございますが、もう少しですね、予算上、どこに入れて、それをどういうふうに使ったという、そういう予算の表示の仕方、これをきちっとやっていただきたいなと思っております。

町長、御答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

井上議員の御質問ですが、明確に、その使い道を示せということでございます。償還に充てるということであろうかと思いますが、これまで議員も初め、皆様方の給料のカット分、これにつきましても同じように、同じような趣旨で、同じような要旨で、歳入歳出の不足分を補うという形でされてきたことと思います。私も同様の趣旨で、歳入歳出の不足分を補うという形で50%の給与カットさせていただいていると、させていただいていると申しますが、予算上に反映させていただいていると、お諮りしている状況でございますが、財政の健全化の一助というふうになり得るものと思います。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

なかなかすっきりとしない答弁でございますが、まだあと議案審議がございますので、議案審議のときにまた議論をいたしたいと思えます。

時間がございませんので、あとの項のほうをよろしく願いいたします。

議長（吉富 隆君）

行政全般について、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

井上議員から、行政全般について、組織の見直しについて、その他という御質問でございますが、御質問の内容は、主に組織の見直しについてですが、庁舎内、役場の組織の見直しについてのことだと思っております。

私の施政方針の中に、機構改革、課の統廃合と示しております。先日申し上げましたとおり、これにつきましては、広く庁内で意見を聴取しながら、また、議員の先生方との協議の中で進めさせていただきたいというふうに思っております。

要は、どういうことかと申しますと、これは、重複の業務があったり、本来くっつけてもいいような課があったりというようなこと、実際の実務の部分まで把握されている職員の皆様方に聞かない限りは、その重複分というものは見えてこない。であるから、その重複分があれば、統合もしていかなければいけないというような流れでありますので、そういった形で来年度に向けて機構改革を進めていきたいというふうに思っております。

国の施策にもよりますけれども、自治体が分担する行政事務も、本当に今は多様化、複雑化してきておまして、権限移譲の関係もあって、事務量も増加してきております。少ない人員であるがゆえ、無理をする部分もあるわけでございます。

こうした事務内容を十分に検討、分析しながら、実行力のある組織機構へと見直しを図っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

町長、今、課の統廃合、こういった問題も頭の中に描かれていると思うんですが、ここに組織の見直しということで、私は質問をいたしておりますが、これについては行政に関連のある組織、各種委員会、そういったところまですべて見直しをされるのか。それも町長の頭の中に描かれているのか、そこら辺もお聞きをいたしたいと思ひますし、また、新規も含めてですね、新しい課をつくるおつもりなのか、その辺も御答弁をお願いしたいと思ひます。

町長（武廣勇平君）

7番議員の御質問にお答えさせていただきます。

各種委員会等につきまして、そういった見直しをするのかというような内容でございましたが、これは、今、実際機能していないような、名前は条例、規約等にあるけれども、機能していないような形での各種委員会も、審議会もでございます。こういったものも含めて、要するに、すべてはですね、こういった実態があって、どういう業務をやっているか、こういったことをやられているか、実際、この団体はあるけれども、実態があるのかどうかということを含めて見直すということでございます。

私は、それについてはやっていかなければいけないというふうに思っておりますが、今現在、本当に機能的に、有機的に活動、協議されている場におきましては、もちろん、その部分はそのまま取り組んでいただかなければいけないと思っておりますし、実態のないような、そういったところにつきまして統廃合していく必要があるというふうに言っているわけでございます。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

武廣町長にお願いでございますが、登壇するときは、スーツのボタンぐらい詰めて上がっ

てくださいよ。ほかの職員さんに示しつきませんからね。

7番（井上正宣君）

課の統廃合関係もいいと思うんですが、私は以前に、1つの予算、国からの交付金とか、そういう何にでも使っているのはいいんですが、特定のものにだけ使える、そういったものが各課をまたがってやる場合があるんですよね。例えば、健康増進課とか、福祉課とか、そういうのに関連した1つの事業の中に予算の出どころが違うんです。そうすると、例えば、健康増進に関する補助金でも、住民課にかかわってくるとか、そういう予算のおり方もあるんですね。

ですから、私は、優秀な職員の方がいっぱいおられるから、そういった1つの問題についてはプロジェクトチームをつくりなさいよと。お互い共有をして。お互い、おれは知らん、おれは知らんじゃなくてですよ、共有しながら、それを処理していくという形のほうがいいんじゃないかなと。

だから、町長も、自分で考えるより、すばらしい頭の課長がおるから、そういうのを集めてプロジェクトチームをつくって、一つ一つ処理していくような、そういう努力をしてほしいなど。そうしないと、町長、孤立しますよ。みんなを動かさなきゃ。動かせば出るんです、いい結果が。ぜひやってほしいと思うんです。

御答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

7番井上議員の御質問でございます。御提案でもございます。

組織の見直しを図る上で、プロジェクトチームをつくるべきというような御提案でございますが、庁内で私もいろいろな形で意見を聴取する形を考えております。これは、私、今、その発言することで、それに縛られてもいけないというところで発言申し上げておりませんが、議員言われるように、プロジェクトチームというものも含めて、今後検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

では、先に進みます。

堀川産業問題について、執行部の答弁を求めます。

企画課長（川原源弘君）

堀川産業買収から償還完了までという形で、もう時間もないようですので、要点だけ御説明させていただきます。

お手元に、その資料という形で1枚配付しております。工業用地取得造成分譲事業という資料ですね。それに基づきまして、ちょっと概要説明させていただきます。

まず、平成13年の5月に、この工業用地取得造成分譲事業という起債名で398,000千円を

5カ年償還で借り入れ、償還来た平成18年度にはまた新たな起債という形で平成18年3月に270,000千円を借り受けて、その5カ年償還という形で最終年が23年の3月31日となっております。

その間、企業誘致に関しまして、新たな企業立地促進法に基づくアクション等をして、固定資産税の免税とか、工業立地法の緩和を行う諸条例の改正をしたところでございます。あと、企業進出に関するインセンティブの条件整備という形でしています。

償還期限を迎える現実的な話といたしましては、あくまでも起債事業名称としては工業用地取得造成分譲という起債名称でございますので、分譲が基本でございます。

現状としての企業誘致としては、これを原資として返済しなさいというのが基本でございます。難しいと、それも昨今の経済状況からして、その期限内の企業誘致というのは非常に難しいというはざまを踏まえております。何らかの新たな方向性という形を模索すべく、現在、上級官庁との協議の第一歩という形で踏み出しているところでございます。

概要として報告をいたしておきます。

以上です。

7番（井上正宣君）

毎回毎回、私もこれは質問してきたわけですが、そもそも、この工業用地取得造成分譲の関連でだけでしか借りられなかったのかですよ。私は、再三、あの土地もったいないから、企業が来なければ、ぼちぼち墓地をと、お墓をつくったらどうかと提案してきました。しかし、つくることができないと、借りがえのこの予算ではだめだということでもございましたが、平成18年の3月借りがえしていますよ。それから、毎年、努力します、努力します。何も努力していません。利息分だけで、来年の3月31日までですよ、18,910千円ですよ、利息分だけ。わかりますか。年間3,780千円利息を払わなきゃいかんわけです。

ですから、こういうところが、私が言っているのは、町長、稼いできてください。企業を誘致するか何かすれば、これはもうなくなってしまうんです、この起債は。ですから、そういうことを、削るんじゃなくて、稼いでほしいと言っているんです。

そうしないと、前に進まないです。いつも頭の中に借金、借金ばかり考えるより、楽しく仕事したほうがいいじゃないですか。ですから、そういう努力を私はお願いしたいと言って、もしだめなら、今度もし借りがえがきくなら、そういう予算措置ができるなら、もう墓地をつくって、1区画を、1坪で250千円ぐらいで永代使用权をやれば、3億円、4億円になりますよ、あそこ。交通の便もいいし。隣接町を見てみらんですか。お墓が今足りないところがいっぱいあるんです。上峰だって、かなり買いますよ。私だって、2区画、3区画が買いますよ、250千円ぐらいだったら。お寺が300千円から350千円です。お墓の墓地がないんです。個人でされないんですから、行政か、宗教法人ですから。

そういうことも踏まえて、町長のお考えを。

町長（武廣勇平君）

7番井上議員の御質問にお答えします。

現状は、本当に、100年に一度の未曾有の大不況というような中で、なかなか企業等も進出して工場立地というところまで体力を残していないような企業が多いわけでございます。この難しさの中で、私も私の知り得るところに当たりながら、いろいろな働きかけをしていきたいというふうに思っております。

今、課のほうにも、いろいろな声は上がってきておるようでございますが、議員おっしゃったような墓地ということでございますが、これはちょっと現状としては、大変すばらしい御提案だとは思いますが、難しいということでございます。

この中で、企業誘致に向けてしっかりと取り組んでいかなきゃいけない。私も、できる限りを尽くしてまいりたいということしかできません。今後とも、少し発想を変えて取り組んでいく必要があるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

7番（井上正宣君）

持ち時間がもうあと3分ですから。

さっきも申しましたように、こういったものを町長、稼いでいただいて、利息分だけで5年間で18,910千円ですよ。町長、4年間報酬カットしても追いつきませんよ。ですから、とってきて、余った分は町長報酬を上げると言いますよ、私は。そういう前向きに考えていただいて。そして、やっぱりその気がなければだめです。気がなければだめ。木は根もある、枝もある、葉もあるんですよ。その気がなければだめと。

そういうことで、ぜひ町長、期待をいたしておりますから、24時間働いて、どんどん稼いでください。そうすると、50%カットなんてする必要ないんです。よろしく願います。

終わります。

議長（吉富 隆君）

ただいま、7番井上正宣君の一般質問が終わりました。

お諮りをいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、11時20分まで休憩をいたします。休憩。

午前11時1分 休憩

午前11時18分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして、一般質問を行います。

2 番原 慎和彦君、お願いをいたします。

2 番（原 慎和彦君）

皆さんこんにちは。通告順に従いまして、2 番原 慎が施政方針の中で上峰町の課題というところを中心に、3 件ほど質問いたします。

武蔵町長は全国最年少の町長誕生というようなことで注目されている中、また、町民の方々も大きな期待を持たれているという中で、この議会でございます。その中で、一般質問でございますので、よろしくお願ひいたします。

私は、町長が示した市政方針、これは理想の町づくりではないかと、本当にこれが実現すれば、すばらしい町になるんじゃないかと思ひます。しかし、これはあくまで実現してのことであって、それに至るまでの過程、つまりプロセスといひますか、それを中心に伺いたいというふうにお願ひしております。

第 1 件目は、その中でどうしても避けては通れない緊急課題としての財政についてです。町長は施政方針の中で上峰町の課題として、早期健全化団体に指定される危機感を強く持っておられます。これを食いとめるためには具体的にどうするか、町長の決意をお尋ねしたいと。要するに、これはこうだから、こうすれば、こうなると、だからこうやりますと、わかりやすくお願ひしたいと思ひます。あとの質問についても、そういった形でお答えをいただければと思ひしております。

2 番目。次は、財政再建についてでございます。

9 月に総合政策諮問会議を発足させて、町民参加型の会議として行政運営などの方針を策定し、新たな改革大綱としたいということでございますが、財政再建は最優先に取り組むべき緊急の課題ではないかと考えております。だから、今回上程の議案第 33 号 平成 21 年度上峰町一般会計補正予算、まず、これからそういったところを色濃く出して取り組むべきと考えます。いかがなものかと。

なぜそういったことを言うかというような、町長、顔でございますけれども、平成 19 年度の決算では、もう御存じのとおり、経常収支比率 99.1% なんですよ。1,000 千円の金で 991 千円は、家計で言えば生活費に要すると。あと 9 千円しかないんですよ。そういった経常収支。実質公債費比率 23.3%、一番気にされている 25% 問題ですよ。こういったところを考えますと、今回、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の活用は、これでいいのかと。当初予算から今回の補正予算に至るところにおいて、この交付金がないと、何一つ事業ができないのが町の財政事情と考えております。それを考えると、これで本当にいいのかという疑問が残っております。今後、経済危機、景気後退による税収減を考えると、トップリーダーとして具体的に歳入の確保、歳出の削減、起債の償還計画など、きちっとした形で示していただきたいと。

次に、2件目についてでございますけれども、これは税についてでございます。

初めに、滞納についてです。

私は議員になって2年余りでございます。財政の健全化と滞納については、今まで数多く質問、また提言もしてまいりました。町長は、この危機的な財政状況を乗り切り、未来に希望の持てる上峰ということで結ばれております。その中で、税については余り、ほとんど滞納とか、そういったものについては触れてありません。町の税の現在の状況をどう考えておられるかということです。

次に、税収増についてでございます。

町長は100年に一度と言われる未曾有の経済危機、景気後退を受け、税収減も危惧されております。考えることはだれでもできますけれども、税収増に向けた対策をどうとるかというところをお尋ねいたします。

3件目、町長の給料についてです。

まず、町長給与を50%カットしますと、同じく今回、第36号の議案として提案されておりますけれども、これは財政危機を克服するためのものかと、それとも、町長選挙の公約だからかと、町長の真意をお尋ねしたい。そういったところで答弁のほど、よろしく願いいたします。

これで総括質問を終わりました、あとは一問一答のほうで切りかえてやっていきますので、よろしく願いします。

議長（吉富 隆君）

財政について、執行部の答弁を求めます。

企画課長（川原源弘君）

私のほうから、まず、財政についてという形で、早期健全化団体指定対策と財政再建につきまして、いろんな方向から先ほど来御指摘をうかがうとともに、拝聴したところでございます。

早期健全化団体指定につきましては、平成19年6月に制定されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、初めて新しい法制という形で、地方財政の早期是正機能を明確にするという目的で制定されたものですが、これにつきましては平成19年度の決算から昨年8月に、財政健全化に係る内容審査という形で、上峰町の監査委員さんにおいて実施され、9月の議会で報告され、早期健全化比率という形で、先ほどの経常収支比率99.1%や、実質公債費比率がその判断基準の25%に迫る23.3%という厳しい状況であるとの意見をいただいて、それとともに是正改革を要する事項として、監査委員さんからの報告が、ことしの上峰町の事業計画は、一般会計起債償還比率のピークの23年度を迎えるに当たって、起債発行額を極力抑え、実質公債費比率の低減を図ること並びに下水道の使用率の増加、使用料の改定などを織り込んだ是正改革という形での報告案を、議会でお示されたところで

ございます。

それと、あと財政の健全化については、上峰町の抱える大きな課題であるという認識から、先ほど議員が御指摘のように、歳入の確保や歳出の抑制のために、町財政全般を見据えた大胆改革を念頭に置いて、関係各位のお知恵を拝借しながら、将来図等を描けるような新たな行政改革大綱を今年度に取り組みればという形で臨んで来て、平成22年度からの新たな行政という形で進んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

町長（武廣勇平君）

2 番原慎議員の御質問でございます。

効率的な行財政運営の推進のために、私が今申し上げておりますのは、1つ目として、住民と行政の役割分担の見直しと、各種団体と役場との事務処理分担や、各種の行事における役割分担について見直しを行っていききたいということを、まず1つ目として上げさせていただいております。

2つ目といたしまして、積極的な財源確保の取り組み。先ほど7番井上議員さんからの御指摘もございましたとおり、本当に稼ぐというような趣旨で、稼ぐということを念頭にこれから行動していく必要があるという中で、議員おっしゃるように税収体制の強化、これについて、今これは手を挙げている段階ですが、コンビニ等の収納についても考えておるところでございます。滞納の徴収、これについても一段と引き締めて、佐賀県滞納整理推進機構とともに連携しながらできればというふうに思っております。

また、補助金、交付金、負担金、こういったものを見直す必要があると思います。知事の中では、国の直轄事業の負担金見直しを求めている声もありますが、私たち自治体としても、こういった負担金の見直し、そして、行政の責任の分野をしっかりと明確にした上で、経費負担のあり方、効果などを精査して、補助金、交付金の廃止、統合、低減を図っていくというような合理化の施策を考えております。

また、先ほど来お話ありました、審議会、各種委員会の見直しでございます。機能していない審議会、各種委員会も含めて、また、機能している分についても重複しているようなことがあれば、その統廃合を念頭に行動していきたいと思っております。

また、組織の簡素効率化及び定員の管理でございますが、機構改革を来年度当初から実現していきたいということで、今年度中に庁内の中で意見を広く、プロジェクトチームという御提案もございましたが、そういったことも含めまして、広く意見を聴取しながら進めていきたいというふうに思っております。

また、人材育成及び職員の意識改革でございますが、こういった意欲を持って、職員一丸となって目の前の問題に取り組んでいくという姿勢が求められていると思います。私のリーダーシップ、しっかりと発揮できるような形をつくっていければというふうに思っております。

す。

その他、事務事業の見直しにつきましても行っていきたいと思います。特に、事務費の使い方、こういった小さなところに無駄が生じるわけでございますので、先般から、議員の皆様方から御提案を受けたような内容も含めて、小さなところから見直していく、鉛筆一本でも大事にするというような姿勢で取り組んでいきたいというふうに思っておるところでございます。行財政の効率的な運営という質問につきましては、以上のとおりでございます。

以上でございます。

2番（原慎和彦君）

早期健全化についての数字的なことは十分わかっておりますので、まず、企画課長、施政方針の中において、市政方針の8ページでございますけれども、単年度の実質公債費の比率、よろしいですか、施政方針の中の8ページです。単年度の実質公債費比率、平成18年度24.30%、平成19年度24.35%、認められていますか はい、平成20年度25.40%とありますよね。これは平成18年度決算資料21.6%、19年度23.3%と出ております。どちらが本当か、まず、これ1点。

平成20年度25.40%、これはどこから数字を持ってきたかと。5月31日出納閉鎖、6月2日には議案をもらっております。本当にこの数字が見込みじゃなくて出ているのであれば、どうしてこういった数字が出せるかということなのです。

そのあと、また、ホリカワ産業の跡地の償還、平成24年予算の繰り上げ充当後とありますよね。これは平成23年度の予算じゃないかとお尋ねいたします。

以上です。

企画課長（川原源弘君）

それでは、この8ページの実質公債費比率は単年度の実質公債費比率という形で、18年度、19年度、平成20年度という形で示されております。これにつきましてはあくまでも決算統計上の数字というんじゃなくて、単年度の実質公債 ちょっと実質公債費比率の呼び方にも2通りございまして、単年度単年度の実質公債費比率という1ページがございます。それに基づいての数値という形で、御理解方をお願いしたいと思います。財政健全化法に示している実質公債費比率ではないというわけでございます。それで、したがって、平成20年度25.4%というのも、これはあくまでも見込みという形で、市町村の健全化法に示している数値とは違うということです。

理解が非常に難しいんですけれども、3カ年の平均実質公債費比率というのを財政健全化法で示しておりますけれども、こちらのほうは単なる統計上の数値という形で御理解方をお願いしたいと思います。表現はちょっと難しいかと思いますが、これは単年度単年度の実質公債費比率がどうなのかというのを示しただけでございます。

あと、次の8ページの下段のほう、平成24年度予算の繰り上げ充当後と書いていますけれ

ども、御指摘のように、23年度の誤りであります。

以上でございます。

2番（原慎和彦君）

課長、言われるとおり、出し方の違いがあれば、統一した形じゃないですか。どうして違いますかと私は聞いているんですよ。出し方の違いなら、出し方の違い、そこを説明しなさいよ。25%というところに、これだけこだわっておられるんですよ。3年間やって、20年度の決算が出ますかね、それから20年度の決算から引っかかるんでしょう、健全化法には。だから、18、19、20の3年の決算でしょう、ですよ。それは別にしても、単年度の決算なんですよ、これは、出ているのは単年度の。だから、単年度の実質公債費比率が、どうして決算に出ている単年度と違いますかと。これは財政健全化法のための決算と、うちの決算を出していますよね。それと出し方が違いますか、それが1点。

それと、あなたたち、この施政方針に目を通してありますか、課長、余りにも幼稚なところが多過ぎるんじゃないですか。予算は年ですか、年度ですか、そこら辺から違うんじゃないですか。もう少しあなたたちも目を通して、きちっとした形で出しなさいよ。違いますか。まず、今の2点についてお願いします。

企画課長（川原源弘君）

議員御指摘のように、この施政方針で示している実質公債費比率というのは、あくまでも単年度のほうを表現されているという形で、20年度の実質公債費比率についても、御指摘のように見込みでございます。決算統計上と言う実質公債費比率は、おっしゃるように、現在作業しています決算統計の期限、7月の中旬、それ以降にしか平成20年度は出てきません。あと、現在私どもが3カ年の実質公債費比率、20年度で想定している、要するに法令上で言う、指標といたしましては24.7ぐらいでおさまるんじゃないかという予測をしておりますけれども、こちらで言う単年度というのは、単純に起債とか公営企業に関する経費等を加味したところで、単年度を出しただけでございますので、あくまでも、これは予想される単年度における周知という形で御理解方お願いしたいと思っております。

以上です。

総務課長（江頭典雄君）

ただいま施政方針の中で、一部先ほど字句も訂正をさせていただきました。若干十分な審査というか、目を通していないんじゃないかというふうな御指摘ございまして、大変申しわけなく思っています。ここに限らず、一部字句の不適正というか、不備なところもあったかというふうに思いますが、また、今後十分そういうふう間違いのないように気をつけていきたいというふうに思っています。大まかな、大きな点については町長より指示をいただきまして、それをもとに私どもが文書化するわけですが、その際に十分な配慮が足らなかったという点を反省しておりますし、今後また十分生かしていきたいというふうに思っていますので、

どうぞ御了承いただきたいと思ひます。

議長（吉富 隆君）

執行部の方、いとも簡単に、ここに修正をしますとか、執行部の方から議事に資料を提出されたのは公文書に匹敵しますよ。いとも簡単に修正はできない。そんなあなたたち、予算の組み方とかしているの。これは簡単に済む問題ではない、大きな問題ですよ。やっぱりそこら辺については、きちっとした形をあなたたちとらないと、議会は先に進められない。

ちょっと待ってください、町長ね。いとも簡単に、済みませんでしたじゃ、通る問題じゃないでしょう、議員の皆さんにお配りしているんだから。公文書に匹敵する書類ですよ。これだけの傍聴の方からも、休み時間が多いとか休憩が多いという苦情もあります。本当にこれだけの時間をあなたたちに上げて、スムーズな議会運営ができるように配慮をしているんじゃないですか。それをいとも簡単に修正するとは、とんでもない話であります。どのように執行部はお考えですか。休憩をして、あなたたちもう一遍協議をなさいよ。今言ったじゃないの、ここで。できるもんじゃないでしょう、議会は先に進むはずがないじゃないね。きのうもそういった答弁があったので、暫時休憩をとりました。これも傍聴者から苦情がありますよ。（「議長、休憩動議」と呼ぶ者あり）

ただいま7番議員から、休憩というお声がありますので、執行部の方には町長を中心とされて、よく議論をされて、午後の質問をさせていただければと思ひますので、ここで休憩をさせていただきます。13時まで休憩をいたしますので、町長さんよろしく願いをしておきますね。

では、休憩をいたします。休憩。

午前11時45分 休憩

午後0時58分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

執行部の答弁から願いをいたします。

町長（武廣勇平君）

2番原慎議員の御指摘でございました、休会までの状況になりまして、大変な御迷惑をおかけしたと思っております。御指摘いただいたとおり、施政方針における私の、平成24年というふうに書いておりましたが、ここにつきましては平成23年度ということでございました。大変御迷惑をおかけしたと思っております。実質公債費比率は、文脈のとおり御理解いただければと思ひます。

以上でございます。申しわけございませんでした。

2番（原慎和彦君）

町長言われるとおり、施政方針、私たちは、特に行政側として議案として提出するもの、公文書の大事さ、今後十分わかってやっていただきたいということをお願いしておきます。

そういった中において、きのう、私も去年一年の中において、3回ほど学校給食の民営化についてしつこくやってきております。その中で、きのうの一般質問の中で学校給食の民営化に伴う契約書の提出を、議会の議員が求めております。それを情報公開条例に基づいて、出せるか出せないか検討するというような返答だったですね。

この問題、いろんな工事請負とか、生産、いろんなものについては条例の中において、議会の議決を得なければならないと。金額が制限されております。多分50,000千円だと思えます。50,000千円以上のそういったもろもろの契約、それは議会の議決が要りますけれども、49,990千円に抑えたら議会の議決は要りませんよね。特に、この学校給食の民営化については、子供の食の安心・安全、私は3回ほどやっていると思えます。その契約書を議会に出せないということであれば、議会は何のためにここで議論をして、行政が何をどう生かしたかと、見えないわけなんです。こういった状況でございましたら、9月の議会において、議会の議決の必要とする金額の引き下げを出したいと思えますが、そこら辺のことについて御答弁のほどお願いします。

総務課長（江頭典雄君）

ただいま御質問の、今回の給食民営化に伴います契約書の提出の関係でございます。いろいろ行政運営について、いろんな御心配をかけておろうかと、十分承知をしております。ただいま御指摘のような、一定の金額以上の契約については、そういうふうな御審議をいただくことになっておりますので、当然、議会のほうからも、議会資料として提出が求められれば、私たちもそれには十分行政運営に当たって、提示をしていかなければいけないというふうに考えております。したがって、その件については今後、法律の範囲内は当然あるわけですが、積極的な開示、提出について、していきたいというふうに考えます。情報公開等も別にあるわけですが、当然の行政に対する前向きな行為だというふうにとらえておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思えます。

2番（原慎和彦君）

ちょっと回り道をし過ぎたようでございます。申しわけありません。本題に戻らせていただきまして、平成20年度以降に、27年度まで今回新たに償還計画を出されておりますけれども、これに債務負担行為あたりまで入れると、これ、私は1月に、平成21年1月20日の発行の「上峰町をよくする会」の会報第7号の中に、上峰町の財政事情ということで償還計画あたりをぴしっと、これは何と申しますか、償還計画プラス債務負担行為の金額まで入れたところではありますが、これはまず間違いないだろうと思えます。ああいった形で出されておりますので。それで、そういった債務負担行為まで入れた中において、25%に達するか達しないかと、この5年間の間にですよ。それをちょっとお尋ねいたします。

企画課長（川原源弘君）

お答えいたします。

実質公債費比率には公債費充当とか、公営企業に要するものの経費とか、一部事務組合等々がございませぬけれども、そこまで含めたところで現在のところ、長期予測、25年、26年まで想定しております、3カ年の実質公債費比率ですけれども、現状としては、平成20年度が24.7ほど、21年も24.64という形で、現在の推測といたしましては25に達しないという形での推測ということで、現在のところ考え、また、それなりの行政財政運営をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

2番（原慎和彦君）

今、企画課長のほうから、まず二十四・六、七、八ぐらいのところ、ならないというような答弁をいただきましたけれども、町長、この問題は、私がなぜ出したかということは、町長の後援会の会長が、よくする会の会長さんなんですよ。だから、こういった財政を大きく町民の皆様へ情報として与えられております。そういったもろもろのことが十分わかって、町長は検討されて、当然町長選に出馬されているものだと解釈しました、私は。だから、そういった、やはり上峰町の財政において、こういった計画性を持っているかというようなところを、ちょっと一言では無理かと思っておりますけれども、私はこういったことであるところを、もしできれば、そういったものに基づいた償還計画、27年まで今回新しく出されておりますので、それは当然町長のほうで出されていると思っております、資料で出ている分については。だから、それでいいものかと。こういった形で債務負担行為まで入れれば、上峰町はこれだけの起債がありますよと、償還計画はこうですよと。22年度については、1,150,000千円ぐらい入ってきますよと。本当に事細やかに出してもらっております。だから、その中において22年度も24.7ということを知り、ほっとしておりますけれども、もしそういったもろもろのことを選挙前に検討されておれば、今回のに生かしてもらっているものか、それとも、また新たに出されるものか、そこら辺をちょっと教えていただきたいと思っております。

町長（武廣勇平君）

2番原慎議員の御質問でございます。3月23日以来、町長に就任させていただいて以来、この財政というものに注目をしてきたわけでございます。実質公債費比率につきましても、単年度ではお示ししたとおりでございます、今後償還計画、26年までという課長のお答えだったかと思っておりますけれども、計画ができております。これに基づいて、極力新規の起債をしない、いろんな歳出の見直しを図っていく、こういう取り組みを今後も続けていきたいと思っております。

また、政治団体の資料については、私はそこは今手元にもございませぬし、どういうふうにかかれておるか承知してございませぬけれども、私は町行政運営という立場で、今の財政担

当当局としっかりと話し合いながら、今後、町政運営を進めていきたいと思っております。

2番（原慎和彦君）

ということは、今回出されております平成20年度以降の償還計画ということでいいと、これだということでもいいですね。それを、ちょっと教えてください。

町長（武廣勇平君）

お答えいたします。

償還計画については、これまで起債を積み上げてきたものを償還していくという計画に基づいて、行っていくわけでございます。今後いろんな、例えば町民の生活に伴い起債を発行しなければいけないというような状況が来るかもしれません。これは町政運営においては予測のつかないことはあるわけでございまして、そのあたりにつきましても、しっかりと、つばさに見ながら、今現在この償還計画で進めていくということは間違いなく、このとおり進めていくつもりでございます。どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

2番（原慎和彦君）

町長、言われるとおり、これはあくまで計画なんです。今後のことに、状況が変わったから云々のことは言っておりません。これは町長になられて間がないものですから、きょう出されておるこの資料の償還計画書は、町長納得済みの上の計画書ですかということだけなんです。

町長（武廣勇平君）

この償還計画、これ、今現在納得済みでございまして、今後、起債の借りかえ、平準化、こういったものも進めていくつもりでございます。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

税について、執行部の答弁を求めます。

税務課長（白濱博巳君）

2番議員の滞納対策の関係についてという御質問でございます。

先般のお手元の資料でもおわかりかと思いますが、20年度見込み額ということで、滞納額をお示ししておりますが、町税で12,490千円ほどの増額と、国保税で8,444千円ということでの増加をしております。合計156,688千円ということで、大変な額でございます。大変申しわけなく思っております。と同時に、今後とも滞納対策につきましては、職員全部挙げて取り組んでいきたいということで考えておりますが、その対策というふうなことでございますが、3番議員の一昨日の質問の中での答弁と重複をいたしますが、昨年、県税との共同徴収、今年度21年度は佐賀県の滞納整理推進機構への参加ということで、職員1名を派遣しておりますが、県とそれから町と連携をとりながら、今後も滞納対策につつま

しては万全を期したいと考えております。約51%の徴収ということでございまして、5,249千円ほどの徴収を見ているわけですが、まだまだほど遠い金額でございます。今年度につきましては、県との協議もございまして、77名のリストを上げまして、県にお願いをしているところでございます。税につきましては、町税合わせまして約11,350千円ほどの税額でございます。

それから、2番目でございますが、あわせまして滞納者への法的な措置ということで、先般からいろいろな形で指摘をされておりますが、差し押さえを含めての対応というふうなことで、これも先般御答弁させていただきましたが、昨年度28件の滞納整理、差し押さえ、それから、町全体では33件というふうなことでございますので、今後につきましても強力に押し進めていただいき、また、滞納者へのより厳しい対応も、今後もしなければならないというふうなことで考えております。

3番目に、口座振替制度がございまして、この件につきましても各納税者には強力に推進をしていきたいと考えております。なお、先ほど町長さんの御答弁でございましたが、コンビニの収納ということで、昨年来コンビニ収納の検討ということでありましたが、実は電算のアウトソーシングの中での、電算部会の収納部会の中で今検討中でございます。まだはっきりしたことは断言できませんが、来年度に向けてできる方向で、最大限努力したいということで考えておるところでございます。

それから4番目に、広報紙等々の掲載を、今後も町民の納税意識をより高めるための推進を、今後もさらに行っていかなければならないんじゃないかということで、6月、7月の広報紙には、1番目に申し上げました佐賀県滞納整理推進機構の内容を載せさせて、そういう意識を持ったところでございます。

それから、最後5番目でございますが、職員による徴収の強化と、意識の向上ということで、本当に私どもさらなる危機感を持って臨まなければならないと考えておるところでございますし、また、嘱託徴収員もございまして、あわせまして昼間の夜となく昼となく、絶えず納税者と連絡をとれるような状況の中での徴収の催促なり、さらなる納税ということを進めていきたいというふうなことで考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

2番（原慎和彦君）

いろいろと努力されているということは十分わかっております。それで、私は何で税の関係で滞納を、冒頭にも言いましたけれども、財政再建と滞納ということについてはずっと取り組んできたと言っておりますが、平成21年度の当初予算の歳入の町税なんですけれども、1,332,122千円の見込みなんですよね。これは前年度比67,743千円の減なんですよ。要するに不景気、そういったものもろにきて、67,000千円ぐらいの町税が減るんだと。このよう

な状況の中で、やはり残されたものについては、この税の徴収、はっきり滞納されているものの徴収、これはやっぱり大きな課題として取り組んでいただきたいということなんです。

それで、私もずっと決算書あたりで調べさせていただきました。平成17年から18年、19年と、徴税率、これ一般会計では徴税率が89.7から、18年においては89.1、19年においては92.6という形で、やはり少しずつでも上がってきているんだと。努力の結果だと思います。また不納欠損においても、17年度においては647千円と、18年度においては52,347千円と、20年度においてはもう20,222千円と、これだけの不納欠損が出ているんだと。そして、収入未済額についても、平成19年度末においては91,558千円ほどの一般会計の中での収入未済額があると。今まで入らなかった不納欠損が、一般会計では73,243千円ほどあるんじゃないかと、大きな金額ですね。また、住宅使用料についても、収入未済額が19年においては8,767千円残っているんだと。不納欠損も18年に202千円出ていると。国民健康保険特別会計、これについても出ていますね。小さな数字はそこをちょっと省きまして、19年度の収入未済額が44,164千円、これも決算書写しですから、間違いのないと思います。不納欠損が17、18、19足せば、35,874千円ほどになるかと。同じくまた農業集落排水特別会計でも、19年の収入未済額が6,301千円と、不納欠損も18、19年で出て、3,002千円というような形で出ております。不納欠損の総計112,321千円ほどが、17年から19年にかけて出ていますよと。そして、19年度末の収入未済額が、全部合わせれば150,790千円ほどになるんじゃないかと。

平成20年度においては、不納欠損は1円でも出さないというような報告がきのうあっておりますけれども、21年度以降ですね、20年度は出さないんだということを聞いておりますから、21年度以降も、ぜひこういった不納欠損は1円でも出さないという徴収方法を考えていただきたいと。こういった過去3年間における状況を、私、不納欠損、収入未済額でずっと残っているのを申しましたけれども、こういった税の状況に対して、町長どう考えて、どう対処していくかをきちっと答えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長（武廣勇平君）

2番原禎議員の御質問でございます不納欠損について、滞納についてどう考え、どういう方向で進めていくかという御質問であったかと思えます。

先ほど担当の課長からございましたように、佐賀県の滞納整理推進機構、職員も県のほうに派遣させていただいておる中で、ノウハウをしっかりと持ち帰っていただいて取り組んでいく必要がある。また、税の徴収につきましても、他の自治体、いろんな取り組みをされているということを聞いております。この辺、他の自治体が今どういう取り組みをされているかということも聞き、コンビニの収納ということも考えているということで、手を挙げていくという状況でございます。これは厳しく滞納については取り扱っていく必要があるというふうに私も思っておりますし、その点におきましては、議員と思いは同じだと思っております。不納欠損につきましては、20年度以降、こういった形でなくしていくというような取

り組みで、今後とも21年度以降も進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

2番（原慎和彦君）

言われるとおり、私は前にもそういった納税の滞納が多いところについては、そういった滞納を清算する共同の整理機構をつくったらいいんじゃないかというようなことも提案しておりました。それとまた国税局OBあたりの、そういった滞納あたりを専門に取る人を囑託として雇って、そして、やはり税の徴収に力を入れていただきたいというふうなことも言っておりました。県のほうがやった滞納整理機構のほうには、17市町が参加されていると思います。されていないのが佐賀、鳥栖、基山町かと。だから、うちもそういったところにかたらんでいいというような、やはり徴収に努めていただきたいと。これはもうよろしく願いしておきます。

それから、町長、上峰町は一つだということを、よく今回も出されております。そして、自分たちの町は自分たちでつくるんだと、これはやはり町長の経営の理念と。これに対して、すばらしい町民の協働を目的としたものが、上峰町は一つなんだと、同じ目的に向かって頑張っていこうよというようなことだと私はとりました。そして、上峰町は私たちの町だから、私たちがしっかり作りましょうよということだと受け取っております。もし違えば、また教えていただきたいと思いますが、そういった理念に対して、町民としての義務 義務なんですよ、納税の義務は国民としての義務でもありますけれども、町民としての義務でもあります。だから、そういった理念に対して今度は町民が、自分たちの義務はちゃんと果たしますよというような形になるのが当然のことだと思います。

そこで、町長は出前町長室ということ、もう30回ほど開かれているんだと、そして、町政報告とか政策を説いておられるというようなことを新聞で見せてもらっております。そういった中において、財政再建が急務だよと説いて回られていると思いますが、そういった中において、私はぜひ町長に、上峰町について納税がこういった状況だから、皆さん納税の協力もぜひお願いしますよというふうなことを言っておられますかと。また、今まではそういったところは言っていないけれども、今からは先は言っていきますよというふうなことかと、そしてまた、出前町長室には町長が1人で行っているというふうなことを伺っておりますので、それも事実かと、あわせてお願いします。

町長（武廣勇平君）

2番議員の御質問にお答えいたします。

出前町長室で滞納についての取り組み、納税の義務があるということをお伝えしたかということですが、そういったことは、この間はしゃべっておりませんで、また、私はこの出前町長室というのは、本当に個人の政治活動の一環として続けてきたわけでございまして、本当にサークル、三夜待ち、お茶講、町内外問わず、呼びがかかったら出ていきま

すというようなことで進めてまいりました。そこで、どういう方向性でしゃべるかについては、私がこれまでしてきたことをこの間示した、そして、町の財政の状況というのもお話しさせていただいたこともございます。今後につきましても、議員のほうから、こういう方向でしゃべった方がいいというような御提案を受けながら、その都度考えさせていただきながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

2番（原慎和彦君）

これ、ちょっと出前町長室の件についてでございますが、個人の政治活動と。私は、個人の政治活動ということについて非常に疑問を持ちます。というのは、町長、あなたの右肩には上峰町長というのがまずついていると思います、あなたの名刺にも。それから、武廣勇平の上には、町長というのがついているかと思えます。しかも、出前町長室と銘を打って、お呼びがあればいつでも行きますよと、すばらしいこれはアイデアだと思います。

ただ、そのやり方なんですよね。町長は1人で行って、そういった中で町民からの要望もあるでしょう、ありませんか、また、町政についての批判もございませんか。いや、今一々答えてもらう必要はないですよ。また、参考になる貴重な意見も私はあると思えます。それを町政に反映させて、生かしていくための出前町長室にしてほしいと。町長は24時間働くと言いよっけんが、あなたが勝手に自分の時間はないんですよ。あなたが言う、24時間自分は町のために働きますということになれば、個人の政治活動でございますという時間はどこにできますか。そこまで言いませんよ。だから、せっかく町長が、いいことで住民と話し合いをしながら、来られない人にはこっちから出向いて行って、いろんな話し合いをやってるんじゃないですか。それをとめるんじゃないんですよ。それを町政に生かしていただきたいと言っているんですよ。やめろっちゃ言いよらん。ただ1人で行くとはやめなさいって言いよる。要するに課長さんあたりと数名でも行って、そういった話をしながら、聞いて、これはいいことだねと、それを持ち帰って検討していただいて、よしやろうよと、そんな形の出前町長室にしていただきたいということなんですよ。

だから、しなさいじゃないんですよ、していただきたいと、せっかく行ってやるからには、町政に生かしていただきたいと。そういったところでございますので、ぜひ町長の考えの一端をお尋ねいたします。

町長（武廣勇平君）

2番原慎議員の御提案でございます。本当に議員も私のためを思って言ってくださっているのが、本当によくわかって、町民の意見を反映させる町政を築くべきだと、御指摘だというふうに思っております。そういう御提案だと思いますし、私が、これは本当に出前町長室というネーミング自体がちょっと誤解を招いている原因かなというふうに、おとといから思っているわけでございますが、本当に2人、3人、そういった場所もあります。そこに職員

を連れて、そこから、だから町の歳出として出てくるわけでございます。いろんな費用もかかるわけでございますし、職員を連れていくことが物理的にどうかというふうに思います。議員の御提案のように、町長として町民の意見を聞く機会というものを、今後検討させていただきながら、ちょっと出前町長室というネーミングが誤解を招いているところがありますので、出前町長室と銘打っての活動は控えさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

2番（原慎和彦君）

ネーミングの問題じゃないんですよ。言われるとおり、町長、本当に若くて、しり軽く、3人でも5人のところにも行っていると、非常にいいことだと思います。しかし、私は上峰町の町長として、武廣勇平個人じゃなくして、個人の政治家の活動じゃなくして、町長としてのこういった、名前は出前町長室であろうと、夜の町長室であろうといいんですよ。せっかく上峰町には多くの区長さんあたりもおられます、ですよ。いかがですかと、あなたのところあたりで、ひとついろんな要望でもあれば聞きましょうかと、上峰町政についてどうでしょうかというような声でも投げかけていけば、向こうも乗ってくるんじゃないですか。

だから、個人じゃなくして町長としてきちっとした、出前町長室でも結構なんですよ、夜の町長室でも結構なんですよ。そういった住民の意見を聞いて、いいものは取り入れて生かしていただきたいというのが、それなんです。

そういったことで、ぜひ、検討します、努力しますは、しませんの裏返しというようなこともございますので、そういったことじゃないようお願いしておきます。

以上です。

議長（吉富 隆君）

先に進みます。

町長の給料について、町長の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

2番原慎議員の質問事項、町長の給与について、カットの真意はということでございます。私、現行の財政状況を見た上で、私自身が上峰の行く末を案じて、実施させていただきたいと思っているところでございます。当初から私が申し上げていたのは、財政再建の一助になればということで思い、提案をさせていただいているわけでございます。財政再建の一助とは、経常経費を下げるという意味で、今、99.1と議員御案内のような数字でございまして、これを下げるために、これまで職員の皆さん、議員の先生方がカットされてこられた手法と同じような形で、私も給与をカットさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

2番（原慎和彦君）

真意は財政再建の一助だということで言われましたけれども、町長これ、話がだいぶ違うん

じゃないですか。私、新聞あたりを見ますと、町長の給与半減、議会に提案と、ですよ。武蔵町長の給料を50%削減する条例改正案が、この日町議会に提案されたと、当然5日のことだと思います。町長選の公約で、給与カットの期間は7月から2013年の3月の任期満了までとしていると。わかりますか、町長選の公約なんですよ、ぴしっと。そして、今言うのは、財政再建の一助になればと。これ、こっちであれば、そちらに、新聞社に言って訂正をかせさせてくださいよ、でしょう。違ったことが報道されているんじゃないですか。それで、50%のカット、355千円ですかね、この根拠は何から出ていますか。

総務課長、役場の職員で大学卒、22歳で入って、30歳の給料は幾らですか、現在。まず、そこを教えていただきたいと思います。

総務課長（江頭典雄君）

現在の職員の給与水準ですが、一般行政職で申し上げますと、大学卒で現在初任給が153,600円でございます。30歳では、ちょっと手持ちの資料はありませんが、おおむね平均、町の職員の今の平均年齢を申し上げますと、44.1歳でございますが、その平均給料月額が320,934円でございます。これはちょっと古いんですが、申しわけないです、20年4月1日現在の数字を申し上げます。

以上でございます。

町長（武蔵勇平君）

2番議員の御質問でございます。

記事にどのように書かれているか、私はその記事に目を通してはございませんが、私がこの給与カットをどういう意味で行うか、真意はということでございますが、先ほど申しましたとおり、財政再建の一助になればというふうに思っておりまして、それは期間中も言っておったことでございます。その意味で、その財政再建の一助になればということが、公約として事実掲げさせていたわけございまして、その辺を書かれたというふうに理解しておるところでございます。

以上でございます。

2番（原慎和彦君）

また、町長は30歳に相当する給料でいいんだというようなことも言っておられると思います。だから、武蔵町長が自分の給料を自分がどれぐらいのところに置いているかと、だから、私は大卒で30歳の給料は幾らですかと今聞いたのは、それなんですよ。あなたは町の役場職員で、大学卒業して入って、私の歳の給料は幾らもらっているか、それも御存じないと思うんですよ。ただ単に、この間、名古屋だったですか、河村市長というのは。言われるとおり、私は7,000千円か8,000千円でいいと、その市の係長の給料でいいんだと言われて当選した市長さんもおられますよね。そういった、ぴしっとして、武蔵町長、あなたも、私は30歳だから、役場の職員の30歳の給料でいいですよというようなところもないし、給料は50%で

いいんだと、カットしますよと。もう当然選挙のときから出とるけん、選挙の公約だと思えます。だけど、その中において、30歳の年齢が355千円でいいんだという根拠が、私がないんですよ、金額にすれば。だから、そこら辺のこともきちっとせんで半分にしようと、簡単なようなこと。だから、これをやると、特別職に波及すると思うんですよ。当然ですよ、やはり町長も条例に基づいて、上峰町の特別職報酬等審議会あたりにかけておられると思います。それで、審議会からもいいということでの条例改正の提案だと思えますが、差し支えなければ、答申書を見せていただけないかと思えます。

以上です。

総務課長（江頭典雄君）

ただいま2番議員の、町長の報酬の関係での審議会の答申書の関係での御質問ですが、当然報酬等審議会に御意見をいただいております。これについては、そういう改正についての了解が得られた関係で上程をするわけですが、その内容についての提出については、若干ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思いますので、しばらく時間をちょうだいいたしたいというふうに思います。検討させていただきたいと思えます。

議長（吉富 隆君）

2番議員さんね、しばらく時間をくださいという意味は、今じゃなくて、よく町長と検討させていただいて、個人的に出せば出すということでしょう、そういうことで御理解をということだそうでございます。2番議員さん、よろしゅうございますか。

2番（原慎和彦君）

要するに、今議長の説明によれば、時間をいただいて、個人的に私に出しますということですか。議会の皆さんには出せないということですか。出せないということですか。（「議長、暫時休憩」と呼ぶ者あり）

議長（吉富 隆君）

大変難しい問題でございますので、暫時休憩をさせていただきたいと思えますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、暫時休憩をいたします。休憩。

午後1時49分 休憩

午後2時10分 再開

議長（吉富 隆君）

休憩前に引き続きまして一般質問を再開いたします。

審議会の答申について、執行部から御答弁をお願いいたしたいと思えます。

総務課長（江頭典雄君）

先ほど貴重な時間をいただきまして、大変申しわけなかったと思っています。

実は、町長の給料の関係につきましては、報酬等審議会を開催いたしまして答申を得たところでございます。この資料についての要求があったわけですが、これにつきまして審議会の委員6名の方の御意見をいただいてきたわけですが、それぞれ合意ということでの答申をいただいておりますが、その中に書類としては署名捺印をいただいておりますので、その辺の取り扱いについて慎重にしたと、確認をとったということで時間をいただきまして、大変申しわけございません。お手元に差し上げておりますとおりでございますので、よろしくお願い致します。

2番（原慎和彦君）

これを読み上げるわけにはいかないと思いますので。また、今回の答申はの意向、こころ辺について、波及についてはどのように考えておられますかというのが1件。今の財政状況を考えれば、町民からの要求は当然上がってくると思います。町民から。議員云々、特別職云々と、当然上がってきます。最終的には、町長は355千円でよかとに、課長、おまえどん何しよっかいと、幾ら取りよっかいと、そういった声が出てくるんじゃないかと懸念いたします。そういった場合の波及についての責任は、だれがどうとるか。そこを教えてください。

町長（武廣勇平君）

2番原慎議員の御質問でございますが、今回の報酬審議会の答申に従い、みずからの町長給与についてのみ判断するものであり、ほかの市町、また、ほかに波及のないよう、なおかつ減額措置を解消するための財政健全化の努力に尽力することということでございますので、そのとおり従っていきたく。私もこの答申を尊重しながら、私自身の給与カットをさせていただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

2番（原慎和彦君）

これは、今回の答申案意向については波及を及ぼさないことなんですよ。裏を返せば、波及があったときはどうするかという大きな問題を含んでいると思います。うちだけじゃなく、並びに他の市町に与える問題も波及をさせないこととなっているんですよ。その波及というものは、町長、あなたはさせないつもりでやっておられると思います。私だけですと、十分わかります。だけど、それをそっくりそのまま町民が受け取ってくれればいいんですけども、また、他の市町の方々が受けられればいいんですけども、あれは上峰町の町長のことだけなんですよ。「上峰の町長がすんない、うちの町長も」という住民が出てきたら、そういったときにはどうされますかという心配をやっているんですよ。そういったところの心配なんです。

さっき言うたごと上峰町の中には、「それは町長が言いよっけん、町長に言ってくださ

い」で済むかもわかりません。だけど、他の市町に与える町長の給料が、上峰町は条例の半分だと。うちの町も半分でできるんじゃないかというのが波及と思うんですよ。それを及ぼさないことと。及ぼしてしまったときにはどうなるかと。だから、慎重に考えていただきたいというのが、それなんです。下げるなとも上げるなとも言っておりません、私たちは。慎重に考えてやっていただきたいと。さっき言うたごと上峰町の財政は厳しいからと、私は選挙公約じゃないかと言ったんじゃないですか。いいや、上峰町の財政のためだと町長は言われたじゃないですか。ありがたいことなんです。

ただ、それをやってね、答申の内容の上はいいんです。下のほうに、他に及ぼす影響をどう考えて、どう責任をとるかというところにかかってくるんです。これは町長が百言うたっちゃ、周りの人たちが、他の町の住民たちが「うちの町長も下げれ」と言い出したらどうなりますか。それなんです。だから慎重にやっていただきたいと。

それから、もう時間もあと少しになってきましたので、この関係については、第1回の定例会、3月議会なんです。で議決しているんですよ。前も出ましたとおり、町長、副町長、教育長15%カット、1年間継続なんです。議員は20%カットの継続、職員は管理職が6%、これは継続、一般の職員が5を4にしたかな、そういったところの継続で、3月の議会でもう決めているんです。しかも、この議会は町長不在で、総務課長が町長の職務代理人として提案して決めています。その議決を次の6月議会、第2回定例会この回ですよ。そこでもう改正なんです。昔、よう江戸時代は朝令暮改というような、朝出したとを夕方は変えるというようなこともあってあります。だけど、私たちが3月議会ですら予算編成をやって、これでことし1年間やろうと執行部、議会了解の上に議決した案件を、いとも簡単に次の議会、3カ月後には「おいが町長になったけん変えますよ」というふうなことじゃないかと。議会の議決というものについても、もう少し配慮していただきたいと。御答弁をお願いします。

町長（武廣勇平君）

2番原慎議員より御質問がございました。波及を懸念されてのことだと思います。私は、答申に従い波及することのないようという旨であっても、波及が起きるのではないかとということでございます。

他の市町村に關しましては、この上峰町の財政は本当に特異な状況でございまして、上峰の財政状況はほかの市町村とは比べ物にならないくらい悪いんだという一点で、私は私個人の給与の減額ということを申し述べさせていただいているわけでございます。

また、3月に議決したではないかということでございます。私、町長に就任したからといって、この議決の重みというものを軽んじるつもりはございません。ただし、私は財政健全化の一助になればと期間中申してきましたし、その思いは今も変わらず持っております、できるだけ早い段階で御提案させていただければと思って、今回こういった内容を上げさせ

ていただいた次第でございます。

以上でございます。

2番（原慎和彦君）

この問題については、当然、あしたの議案審議という項もあります。そういったところで、じっくりと答申も見せていただきましたので、検討させていただきたいと。

ただ、言われるとおり、上峰町の財政が特にだと言われますけれども、早期健全化団体の指定、私ちょっと気になって、きょうパソコンで見てきましたけれども、町長が言われたとおり沖縄に2つ、あと、北海道から東北にかけて40近くありますよね。そういった中において、うちは企画課長の報告では、23年か24年までぐらいはまあ25%にならないという報告、きょう答弁を受けておりますよ。間違いありませんよ、企画課長。

だから、本当に財政の基本は何かと町長は言われますけれども、あなたが給料をカットすることもいいことだと思います。私たちのカットもいいことだと思います。だけど、すべてカット、カットやってみて。泥沼にはまりますよ。だから、財政の基本は何かと。入るをはかって出るを制すなんですよ。入ってくるのをはかって出るを抑えるんですよ。当然入ってくるためには、それなりの資本も要りますよ。100円の収入で120円の支出をしたら、これは財政が破綻しますよ、続けたら。だから、100円の収入で80円の支出ということで、これから取り組んでください。

それと、町長、あなたには大きな権限が与えられていますよ。町民の皆様と相談します、議員の皆様と相談します、いろんないいことを言っておられます。いい心がけだと思います。だけど、あなたには大きな権限が与えられています。その権限を駆使して、町民のために使っていただきたいと。そして、財政再建が一日でも早くできるというようなことで、その権限を大きく使っていただきたいと、私はそういったことを考えております。

そういったことを言いまして、これを最後にいたします。あと3分ありますので、町長、財政再建に向けて最後の決意をお願いします。

町長（武廣勇平君）

財政再建に向けて決意ということでございます。これは、先ほど議員もおっしゃったように、入るをはかって出るを制すということに努めていくことではございますが、先ほどから申し上げているように、鉛筆1本からそこはつぶさに見ていく必要がある。私の経験で足りない部分があれば、先生方からここが無駄な支出だという、細かな部分において御指摘をいただきながら、その部分を是正していきたい。そのような心づもりで、今後とも取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ただいま2番原慎和彦君の一般質問が終了をいたしました。

引き続き一般質問を行います。

9 番岡光廣君お願いをいたします。

9 番（岡 光廣君）

皆さんこんにちは。9 番岡光廣でございます。通告に従いまして、一般質問をただいまより行います。

今回の一般質問につきましては、武廣町長になりまして初めての質問でもあります。そうということで、特に武廣町長におきましては、すばらしい選挙公約を掲げられ、日本一若い町長、若いこそ24時間働ける。そして、若いから先輩の意見に耳を傾ける。若いからしがらみを断ち切れる人間ということで戦いをされ、当選をされてきております。そうということで、私も非常に若い町長ということで大いに期待しておりますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

今回の質問事項につきましては、選挙公約、そして、施政方針を6月の定例議会におきまして示されましたので、その中から質問事項として3項目を取り上げることにいたしました。

第1点でありますけれども、しがらみのない上峰町、上峰町づくりをするためのリーダーについてお伺いをしていきたいというふうに思っております。その中において、町長の公約として選挙期間中に挙げられました根本から刷新できる人ということも1つ掲げられておりました。それから、大切なふるさと上峰町をしがらみなく創造できる人ということで、しがらみということを強く強調されておりましたので、この辺について進めていきたいと思っております。

それから、2番目に行財政改革、これも大胆改革をしていくということを挙げられておりました。その中で、町政改革、地域農業の再生、それから経済支援対策ということで、トップセールスでの雇用創出ということを挙げられておりましたので、こういう点を中心に質問してまいりたいと思っております。

3番目に、合併に対しての前向きビジョン、これも強く言われていたように受けとめておりますので、これからの合併の進め方、それと、なぜ合併かということで、合併の時期等を含めて質問していきますので、よろしく願い申し上げます。

議長（吉富 隆君）

しがらみのない上峰町、町づくりできるリーダーについて、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

9 番岡光廣議員の御質問でございます。しがらみのない上峰、町づくりのできるリーダーとはと。根本から刷新できる人、何をすべきかという質問でございます。

私は、しがらみということを選挙期間中、多用しました。公明正大で、とことん先入観なく対話をしていく、そういった上峰町にしたい。また、トップダウンだけでなく、随所にボトムアップを取り入れた、住民みんなで協働でつくり上げていく町、一つの上峰町をつくり

たいということを申し上げてまいりました。私、期間中にしがらみについて言及したことは、しがらみがあるから妥協してしまうと。しがらみがないから圧力にも屈しないんだと。しがらみについての言及は、これ以上でもこれ以下でもございません。

先ほど議員からお話しいただいたように、24時間働きます。24時間、先輩方の意見にしっかりと耳を傾けますということもあわせて申し上げてまいりました。それに加えて、もう1つ申し上げていたのは、信念を持って正論を言い続ければきっと理解していただけると、そういう確信を持っているということもお伝えしてまいった次第でございます。

私は、しがらみもなく先入観を持たず、本当に皆さんと一緒に、議員の先生方と一緒に、この町の財政再建に向けて取り組んでいきたいという心づもりであります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

どうもありがとうございます。しがらみということで、実は、私は非常にこの言葉というのは関心を持っております。特に、今まで一般質問の中でちょっと気づいた点ですけども、やはりこの中で、町長は特に問題意識を共有するというのも申し上げられております。それから、経営理念の中で、対立を超えて本当の意味での一つの上峰町をつくるということで、そういうことも挙げられておりますけれども、特に私が思うことは、やはり対立が起きないための取り組みはどのようにすればいいんだろうかということで、町長もいろいろとお考えになっているというふうに思いますので、まず、この理念の中の対立を超えて本当の意味での一つの上峰町をつくるということのお考えをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員からの御質問でございます。私も期間中から、その前からこの対立というものをずっと考えておりました。そして、それがどういうふうに、どういう経緯で解消されていくか、このこともずっと考えておりました。少し大上段な話になりますけれども、世界でいろんな民族の紛争や戦争など起きております。これは対立しているということでございますが、その対立は、やっぱり相手に対する幾分かの恐れというものをそれぞれの立場で抱えていて、そして、その恐れを共有することができずかたくなになって、それがエスカレートしていくという中で起きてくるもんだと思っております。だからこそ、私はその恐れを交換するといえますか、共有するといえますか、先入観なく受け入れて、そこから新しいかわり方、新しい目標、そういったものを見出していく過程において、この対立はなくなっていくんじゃないかというふうに思っております。

私はこの間、先入観なく、本当に皆様方と今後とも向き合っていきたいと思っております。そういった中でしがらみがなくなっていくことであればよいんじゃない、そうしなければいけないというふうに思っております、議員の皆様と一緒に、町は今財政難で

すから、これを乗り切る、乗り越える必要があると思っておるところでございます。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

このしがらみについて、町長とのおつき合いというのか、要するに、今日までの交わりということは余りありませんでしたけれども、特に私がここで町長のお気持ちをお聞きしたいのはですね、今日まで結構ですけれども、しがらみということを感じたことがないか、自分自身ですね。そういうことを自分の気持ちの中で本当にこれをつくっていないかどうかということをもっとお聞きしたいと思えます。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問でございます。まず、しがらみの定義というか、私は先ほど申しましたように、しがらみとは正論といいますか、信念を持って自分で思っていたことも、それを言わせなくさしてしまう力といいますか、そういったものだというふうに分の中で位置づけております。その中で、私はいろんな先輩方との対話を通じてしがらみを感じてきたかということですが、そんなことはございませんで、私は私の信念に基づいて行動しながら、一方で対話を先生方としっかり重ねながら、今後とも進めていきたいというふうに思っております。

しがらみに対立だというふうには位置づけておりません。自分の信念、自分の言葉というものを抑えてしまうような圧力に対して、それをしがらみと位置づけているわけでございます。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

町長のお気持ちとしては、しがらみは圧力というふうな言葉が実は出てきたようだけれども、数回となく私も町長と折衝いたしました。その中で、よく町長が言われるのが、自分の周りがとか、要するに私が言わんとするところは、特にいろいろと組織の応援等もありますので、後援会とか、町民とか、周りとかというふうなことで、なかなかはっきりとした言葉が出てこないときが数回となくあったというふうに分を受けております。

この問題については、すべてのことに影響を及ぼしてくるというふうに分は考えております。特にこれがもととなって、やはりいろんなことに影響を及ぼしてくるということでもありますので、その辺について、なぜこんなふうに分も強調するかということは、個人的にもいろいろとこういうふうな関係で実は出てきたわけです。そういうことで、できれば武廣町長は若い、何も染まっていないクリーンな好青年、好町長というふうに分は信じております。そういうことで、自分の気持ちを素直にあらわしていただけるような町長であってほしいということで、今後やはり上峰町を担っていく若い町長でありますので、そういう点について期待をしておるから、この関係について、町長も御存じのとおり、はっきりとした形で町民

に示されて行動されてきておりますので、今まで数回となく私も町長とお会いをしましたけれども、その辺について、その気持ちが一かけらもなかったかどうかということ、素直な気持ちを言っていたきたいと思います。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問でございます。これまでしがらみを　しがらみといいますか、そういった声を聞いてということでございますが、この間、先生方ともさまざま協議を重ねさせていただきました。本当に長い時間をかけさせていただきまして、深夜遅くまで御議論させていただいたこともございます。その中で、私が私の信念に基づいて行動しているわけでございますが、私の支援をしていただいている方々の声の一部分をお示したこともございます。それはやはり多様な意見がございます。私を支持してくださっている方々の中にも多様な意見がございます。今回の給与カット等につきましては、その多様な意見の中で、私が自分の信じるところで上程させていただいているわけございまして、多様な意見があるからといって先生方の意見を軽んずるつもりもございませんし、今後とも、さまざまな形で町の財政難を乗り切るという一点で御協力いただければというふうに思っております。

以上でございます。

9番（岡　光廣君）

このしがらみにつきましては、今後とも武廣町長の前向きな姿勢を信じて、私も進んでまいりたいと思います。

それでは、1番につきましては、ここの中で2番の項目に掲げておりますけれども、今後の町づくりですか、町長の考えとして、クリーンな町づくりをやっていただくということで、そのためにはどのような、要するに、町長の町づくりをやっていかれるかという点についてお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問でございます。大切なふるさと上峰町をしがらみなく創造できる人ということでございますが、今後の町づくりということでございます。

先ほど来、申し上げておりますが、先入観をなくして、皆様と本当にこの目標、問題意識を共有して、先生方は既に共有していただいております。これに向けて一步一步進めていく、具体的には、町民参加型のそういった会議をつくりまして意見を聴取しながら、そして、議員の先生方、職員等、その答申を受けて方向性を策定しながら改革大綱という形で示していきたい。また、こういったすべてのことにかかわりますが、総括して協働という意味で、狭義の協働ではなくて広い意味で、自分たちの町を自分たちでつくるんだという意識のもと進めていければというふうに思います。

以上でございます。

9番（岡　光廣君）

町づくりということで述べていただきまして、ありがとうございます。

町長の施政方針の中におきまして、「もっと未来へ」という項目があるわけですが、この間の中でもいろいろと回答がございました。町民にも公共サービスの担い手となってもらおうという箇所があったわけですが、この辺についてどのようにお考えになっているかということと、それから環境整備計画ですね、「もっと未来へ」という中に実は載っているわけですが、その辺についてのお考えをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問でございます。「もっと未来へ」という中で、子育て、教育、環境に努めるという方向性で、この環境美化推進事業という形で、ごみの分別を徹底する、そういった未来志向の循環型の社会に一步でも取り組んでいくという位置づけで、「もっと未来へ」という項目に位置づけさせていただいております。

また、協働の町づくりの具体的な方法論というところでございますが、私に個人的ですが、いろんな形で町長室までおいでいただきながら、ボランティアの活動等を進言くださる方もいらっしゃいます。そういったボランティアの皆様はすべて任せてしまえばコスト削減になるのではないかというような狭義の協働でなく、逆にボランティアの皆様方が町をつくっていくんだというような主体的な意識の転換が必要だと思っております。そこについては先生方からもいろいろ御提案いただければと思っております。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

先ほどの質問の中で、特に町民に対する公共サービスの担い手ということでもう一つ挙げておりましたけれども、経営理念の中におきましても、ちょっと読み上げてみますけど、「上峰町におきましても、単に行政の代わりに町民にも公共サービスの担い手となってもらおう」というところが実はあるわけです。町民にも公共サービスの担い手となってもらおうことを挙げてありますので、町長の本当のこの考えをもうちょっと具体的に示していただきたいというふうに思います。

それから、「もっと未来へ」の中の環境の問題ですが、この分について、私もよく目を通しておきましたけれども、その中で、町長はやはり、上峰町はバランスのとれた町づくりということを強調されております。その中で、特に北部につきましては工場団地、中部につきましては商業地、この中部の中に住宅環境まで含めてありましたけれども、このバランスのとれた町づくりの中で、実は農業、要するに南部は主体的に農業地帯になっておると思いますが、その辺についてのお考えですね。やはり上峰町というのは、北部は工業地帯、中部は商業地域、南部は農業地域というふうな考えで今までずっと進んできておられるわけですが、その辺の間落ちについてはどがん考えておりますか。その辺をもうちょっ

と具体的にお願いします。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問でございます。答弁させていただきます。

公共サービスの担い手、具体的にということでございますが、いろんな自治体がございますけれども、いろんなお話をこの間聞いてまいりました。ある町 関西の町ですが、ある町では市民の方が積極的に行政にかかわり、いろんな業務、具体的な業務を担われているというような話も聞きました。その真実が今ははっきりわかりませんので、どういった業務を担われているかはちょっと言及できませんが、その辺のことも広く類似団体を含めて調べて、どういう形でボランティアの方々がかかわることができるのか、そういった協働の町がどういふふうに具現化できるのかということこれから検討していきたいと思っております。

また、「もっと未来へ」という項目の中で、バランスのとれた町ということで農業が落ちておるわけでございますが、申しわけございません。私、決してそれを軽んずるつもりはございませんが、当初の施政方針の原案にはあったんですけれども、どういうわけか抜け落ちておりまして、南部の 南部といいますが、良好な田園地帯が広がり、まさに上峰は農業あつての町だと思っております。農業あつての町でありまして、工業もあり商業もある、そういったバランスのとれた町というふうに理解していただければというふうに思います。申しわけございませんでした。失礼します。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

上峰町の町づくりについてということで、これでやっと町長が全体的に活動していくということで、その気持ちを受けとめましたので、これから以上に発展するように、町長に対して期待をしたいと思います。

それと、町民に対する公共サービスについてですけれども、その担い手ということで、現時点では町長も就任されて間もないということでもありますので、次の機会には町民一体となっている面で協働でできるようなことを、9月の議会においてははっきりとした答弁ができるようにしていただきたいということをお願いします。

それから、1番の項目で、特に人間関係ということが一番重要ということで、私は実は挙げておるわけですが、この施政方針の結びの項の中で町長が示されておりましたが、特に私が期待することは、これから行政を担っていくためには、やはり議会との関係を密接にしていかなければ恐らくうまくいかんじやないだろうかと。それで、特に私が最初、しがらみということでは言いましたけれども、その言わんとするところは、まだ町長が今の現時点で、私の酌み取った範囲ではそれにどうもこだわっているような感じがするわけですよ、今までの接した中において。

そいけん、先ほども申しましたとおりに非常に若い町長でもありますし、これから大いに

上峰町を担っていく優秀な町長というふうに私も認識しておりますので、まず、ここで議会との信頼関係ですね、これをどのように今後取り組んでいかれるかということで、そのつながりというのが非常に今の段階では薄いような気がいたします。そういうことで、この議会との信頼関係ですか、これについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問でございます。議会との関係について、私は施政方針でも訴えておりますように、車の両輪という位置づけをさせていただいております。議会はもっと重いものだというふうに理解もしておるところでございますが、議決機関である議会の皆様と信頼に裏打ちされた関係を築くために、私は協議を、対話を今後とも進めていくことしかない。これまで行政経験のないというところでは言っていましたがいりませんが、町長の振る舞いということについてもいろいろと勉強をさせていただきながら、しかし、その一方で、信念を持って行動するべきときは私も行動させていただき、でき得れば御了解いただければというふうな考え方のもと、先生方ともおつき合いをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

実は議会との信頼関係ということで、なぜ私がここで出したかということはお気づきになっていると思います。私も、行政、議会は同じ車の両輪のごとくということで、目的は一緒であるということです。その中でやっぱり1つ、内容的に私は触れません。しかしながら、片一方がこければ、やはりきりきり舞いするという状態になりますので、今後とも、議会にもスムーズな議会運営ができることを望んでおりますけれども、行政のほうもより以上、お互いに連携をとりながら、いい町をつくっていかねばいけないということを前提として挙げておりますので、この辺について、十分町長のほうも御理解していただきまして、お願いしたいと思います。

最後に、町長の今後の議会との関係について再度お願い申し上げまして、この項は終わりたいと思います。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問でございます。今後の議会との関係、方向について述べよということでございます。

この間、先ほど申しましたように、就任間もなく、町長として議会とどうかかわっていくことが町長らしいかという点で、私、未熟な部分があったと思っております。今後とも、しっかりと事前の協議、「報・連・相」をしっかりとしながら、私は私の意見を言いながら、議会の先生方は議会の立場で御発言いただきながら、これまでに増して努力していく、尽力していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

行財政改革、大胆改革とはについて、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の続きましての御質問でございます。質問事項、行財政改革、大胆改革とはということでございますが、先日以来申し述べておりますように、鉛筆1本チェックするところから、歳出の削減をしっかりと図っていく。また、町民参加型のそういった諮問会議をつくりながら、町民の意見を聞きながら、また、企業誘致等も発想を変えて取り組んでいく。自分の交友関係を当たりながら誘致を進めていく、取り組みを行っていく。また、実質公債費比率の話ばかりして、暗い話ばかりで申しわけございませんが、そこへしっかりと注目しながら、新規の起債を伴う事業等は極力避けながら、補助金、負担金、交付金、こういった見直しを図っていく。さまざまなことがございまして、ちょっと今、一遍に答弁できるかどうか難しいわけでございますが、そういったやるべきことはもう決まってくるわけでございます。行政の長として歳出削減に取り組み、歳入増加に努めるという中で、自分のでき得る限り、24時間と申しておりますし、24時間力いっぱい取り組んでいきたいということでございます。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

財政改革についてということで、できるだけ今まで質問された部分とダブらないようにしていきたいというふうに思いますので、ほかの角度からという努力をいたしますので、御答弁をはっきりとお願い申し上げたいと思います。

先ほどの一般質問の中で特に私が気づいた点ですけれども、例を挙げますと、総務課長の答弁が実はあったわけですが、特にその中で、課の減については念頭に置いているということで再編に取り組むべきとは思っている。その中で、国策を見ながら分析して取り組むべきということで述べられましたけれども、この国策を見ながらということで、特に何が想定され、分析すべきと思われるかと。要するに、いろんなことを進める上において、国策を見ながら分析して取り組むべきと。

それで、私は質問として、何がこの中で想定をされるか、分析をしていかなければいけないかと、そういうことを思われるのかということについてお聞きしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

総務課長（江頭典雄君）

ただいま9番議員さんの庁内組織の見直しの関係でのそういう取り組みについて、国策、国の対応というのを含めてという私の回答に対しての御質問でございます。これは表現がちょっと悪かったかと思いますが、実はもう議員さんも御承知かと思いますが、今回の国の補正予算等の中でもいろんな事業が組み込まれております。その中で、現在、それ以外の事務、

通常の業務もですが、いろんな業務について、例えば、同じ老人の対応にしましても課が分かれているというふうなところも中にはあるように見受けます。それは当然、同じ個人についての対応ということになれば同じところですべきじゃないかというふうなことから、そういう考えを申し上げたところでございます。

したがって、今後、国のそういう対応、国の施策がやっぱりいろんな各方面、広い方面で出てくる場合もありますので、それは今現在あるもの、それから、今後想定されるもの等も十分踏まえながら、それに1つのところで十分対応できる、住民の皆さんに迷惑をかけない、不便をかけないような対応ができるだけとれるような体制づくりも必要じゃないかということから、そういうふうな答弁をさせていただきましたので、どうぞ御理解いただきたいというふうに思います。

9番(岡 光廣君)

それではもう1つ、財政にかかわる問題ですけれども、取り組みについては何回となく聞いておりますのでお聞きしませんけれども、特に課の再編の中で、はっきり言うと、来年度は退職者が実は出てくるというふうに思っておるわけです。その出ることによって、特に財政再建を町長はうたわれております。それが出た時点において、その対応をですよ、仮にその人が、大体わかっておりますけれども、その抜けた人の後についてどのようにですね、町長は来年4月から課の再編を進めていくということと言われておりますので、抜けた後の対応について町長はどのようにお考えになっているかということをお聞きしたいと思います。

町長(武廣勇平君)

9番岡議員の御質問で、来年退職者が出るということでございまして、その抜けた後ということでございますが、私はこの間、広く意見を聴取しながら、来年度以降、機構の改革ということを申し述べさせていただきました。それを前提にしながら、この1年間で広く適材適所で人事配置をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

9番(岡 光廣君)

ただいまの回答の中で歯切れのいい回答を実はもうちょっと欲しかったわけですが、というのは、課の統廃合ということを具体的に検討していかれるわけですが、減った分について、例えば、人員をそのままの状態で行っていくとか、課を具体的に、今の段階で出されないと思いますけれども、どことどこぐらいはですよ、名称はよかです。要するに、統合していくぐらいですよ、もうちょっと具体的な回答が欲しいというふうに思いますので、もう一度お願いします。

町長(武廣勇平君)

9番岡議員の御質問でございまして、具体的な話ということでございます。これは、定員の管理につきましても、集中改革プランでしたか、そういったもので現行調整、そういった

計画に従って、定員管理からさまざまな行財政改革が取り組まれているわけでございます。それに沿う形で来年度以降、人事配置していきたいというふうに思っております。

申しわけございません。以上でございます。

9番（岡 光廣君）

課の再編についてということで、ただいま町長のほうから回答をしていただきましたけれども、今度9月以降ですか、その立ち上げをされるというふうに思いますけれども、4月の時期までにですね、本当にそれが出るまでにこのプラン関係は完成するのでしょうか、その辺についてお伺いしたいと思います。スケジュールをお願いしたいと思います。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問でございます。施政方針に載せております緊急プランが本年度じゅうに出るかどうかということでございますが、私の諮問として今年度じゅうに答申をいただく旨をお添えして、この会議で議論していただければと思っております。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

先ほどの件は間に合うということで理解をしておきます。

それから、この財政改革の中で、特に表題に出しておりますけれども、町長の大胆改革ということですね。早急な健全財政の確立が求められている中において、まず、町長は第1番目に何をすべきかと。1つだけでいいです。一番最初に取り上げる分だけでいいですから、示していただきたいというふうに思います。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問でございます。大胆という言葉でございますが、恐れを知らず、また、思い切り行うことと書いてあります。辞書で引いてみると、そういうふうに書いておられるようでございます。

まず、機構改革もそうですし、50%のカットにつきましても健全化に役立てていきたいという思いで、私としてはいろんな御意見をちょうだいした中、自分なりに思い切って今回お諮りしたところでございます。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

皆さんの答弁と同じような答弁をしていただきましたけど、もうちょこっと歯切れのいい答弁を実は期待しておるわけです。

それでは、次に移ってまいりたいと思います。

工場団地の工場用地取得借入金の問題ですけれども、起債関係については償還計画どおりやっていくということを言われているようです。町長も選挙期間中、ずっと戦われて、基本的にはそのときに挙げられた公約は、やはり町長に当選したときにそれを実際やっていくと

いうことを基本的に挙げられていたと思うわけですよ、そういうふうな考えで。だれでも公約を挙げるときには、例えば、議員でも一緒ですけども、私がもし議員に選ばれるとするならば、こういうことに対して取り組んでいくという目標で掲げるわけですが、その償還計画の中で、その当時いろいろと耳の中に入ってきておりました。やはり財政健全化をしていくためには、私が間違っていれば 私もしますけれども、私は町長になったら、例えば、償還を12億円やっていくというようなことも実は耳に入ってきております。きょうの段階では計画どおりやって、その形で進んでいくというふうに言われております。それよりも早める計画ですね、今の償還計画よりも1年でも早く健全な財政に持っていくための考えはないかどうかということ、私のほうから確認したいと思います。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問で、償還計画を早め、単年度の償還額をふやして進めていくつもりはあるかということでございます。ちょっと私、今詳細といいますが、その正確なところはわかりませんが、もし恐らく償還を早めれば、実質公債費比率も上昇するだろうというふうに理解しておるところでございます。それを早めて償還するということが可能なかどうか、ちょっと担当の課長と相談しながら、今後、議員の御提案でございますので、松尾議員からもそういったお話がありましたけれども、その辺のところを勉強させていただきながら、また再度答弁させていただければと思います。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

この中で、特に私が今までのほかの議員さんの質問に対して答弁のあった中で、ちょっとひっかかっているところがあるんですけども、この償還計画目標の中で平準化ということを実は言われております。それで、町長はどのくらいと考えておられるか。特に、借金がなければ一番いいんですけども、実際のバランスですね。バランスの中で標準財政規模の価格ですが、どの程度ぐらい、ここの償還がずっと載っておりますけれども、今の町長のお考えで、どの程度ぐらいがバランス的に一番いいかどうかということをお考えになっているのでしょうか。ずうっとこの償還計画の中で、20年度から27年度まで出ておりますけれども、今の町長のお考えでどこまで下げる目標を持っておられるか。この中でどのくらいが一番安定的にやっていけるかという標準的な目安は持っておられるのでしょうか。その辺についてお伺いしたいと思います。

町長（武廣勇平君）

議員の御質問でございます。償還計画どおりに今現在進めていくしか町の財政規模はございませんで、これは、標準財政規模というのはもう決まって 決まってといいますが、交付税や町税等決められてくるわけでございますので、今後、この償還計画どおりに進めていくつもりでございます。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

今の御答弁で聞きますと、そのとおりしか今の現状ではできないということを言われておるわけですが、運営をしていくためには、やはり一つのあれがあると思うわけですよ、その人その人に対して。ある人は50億円までとか、ある人は30億円とか、いろいろ一つですよ、今のうちの税収面とか、いろんな状態から見て、このくらいやったら現状の、要するにサービス関係もですよ、今のサービスが守っていけるというようなある程度の線があると思うわけですよ。その辺について町長が、今の償還計画しか今のところないということではどうかと私は思います。そいけん、ある議員の方はできるだけ税収面を上げるための町長努力をしてくれというような御質問があったと思います。そいけん、今の町長の御答弁であれば目標はないというふうに理解しとってよろしいでしょうかね。

以上です。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員の御質問でございます。町の歳入、そして経常的にかかる歳出もある程度決められて予測ができるものでございまして、借金に充てるお金、これも当然決まってくるわけでございますが、実質公債費比率というものが25%を超えないということが、町民の負担増、そして、サービスの低下を抑えるということに結果的につながってくると思いますので、私は、目標はあるかという御質問であったと思いますが、早期健全化団体指定を逃れるための努力を行っていく。具体的には起債を伴う事業等については極力避け、先ほど来申し上げておりますように、補助金、負担金、交付金、こういったものをすべて見直していく、鉛筆1本から大事にしていくような細かなところに目配りのできる、そういった町行政を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

武廣町長さん、9番の岡議員の質問と全然かけ離れた御答弁をされているように思いますので、もうちょっとずれないような形の答弁をしていただければと思います

企画課長（川原源弘君）

先ほど財政規模のお話をされてあったんですけれども、過年度、19年度の標準財政規模と歳出規模で申し上げますと、19年度の当初予算ベースで、歳出規模3,230,000千円ほどで標準財政規模は22億円ほどという形で、実体よりも上峰町の規模としては大体21億円ぐらいの財政規模のほうが健全じゃなからうかというような指標が出ております。実質的には32億円という数字で身の丈以上の、この数字だけ見れば身の丈以上の財政規模で現在進行しているという形でございます。

それで、そこを踏まえて経常収支比率の99.1とか、23.3とかいう数字が出てきます。それ

で、あと財政力も0.65という県下でも優秀な財政規模という形で、片や起債も多いんですけども、財政規模のほうも豊かという、数字的にはちょっとアンバランスな傾向の町の財政で今現在進んでいるというような感じでございます。

以上です。

9番(岡 光廣君)

はっきりと示していただきまして、ありがとうございます。それで、一応、償還計画どおり行くということですので、1つだけちょっと確認をしておきたいと思います。

現在、いろんな事業につきましては、上峰町の総合実施計画というのがありますけれども、この分の計画を含んだ形でいろいろとされているかどうかと、単年度でされていないかどうかと。その計画の中で既にうたってある分を総合的に含めた形で組まれているかどうかということを、まず確認いたしたいと思います。よろしくをお願いします。

企画課長(川原源弘君)

私のほうから、財政改革大綱とか、それぞれの実施計画に沿ったところで現在は進んでいるかという質問でございます。

御指摘のように、平成17年度から21年度に向けての5カ年計画を、財政改革大綱並びに実施計画という形で計画策定しております。その中で、平成20年度までの過年度については、この実施計画に沿ったところでほぼ予定どおりでございます。あと、21年度に向けてはその集大成という形で進んでいきたいと思っておりますので、21年度終了に向けて全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

9番(岡 光廣君)

それでは、財政関係につきましては、ちょっとこの分で一応打ちだめをして、ほかのあれに移ります。1つ、工場団地の取得造成分譲特別会計のことについてが今回上がっておりますので確認ですけれども、現在、国、県からの借りかえ起債が可能になっているかどうか、この分を1点確認したいと思います。これにはいろんなことが、県のほうからも関連してきているようなことも耳にしておりますので、その辺についての取り組みですか、それをちょっと触れていただきたいということです。

それで、一番最後に、特に税収増を図るために、町長は工場誘致について非常に力を入れるということを言われておりますので、最後に企業誘致の取り組みということについて再度触れていただきまして、その分でこの項については終わるような方向で進みますので、まず、国からの借りかえ債の問題と、それに関連したことについての説明、これをお願いしたいと思います。

企画課長(川原源弘君)

私のほうから、堀川産業に係る地域開発事業についての工業用地取得造成分譲事業という

形の起債について、概要を申し上げていきたいというふうに思います。

御存じのように、平成12年度に堀川産業という廃車リサイクル工場を当時310,000千円ほどで買収したんですけれども、そのとき、新たな企業誘致のための当該事業という形で、新たな企業誘致に向けての出発の起債という形で借り受けております。ですから、事業名が工業用地取得造成分譲事業という形で借り受けています。

それに向けて、あくまでも企業誘致を前提とした起債の貸し付けという形が大前提でございました。5カ年計画、そしてまた、さらに5カ年経過後にそれでもなおかつ分譲ができなかったので、また新たな起債という形で、同名称で270,000千円をさらに5カ年計画で起債を借り受けたという形でございます。

その分、私どものほうがどういったような施策をしたかというのを前段の井上議員のところでも報告したんですけれども、要するに、さまざまな企業が来て、税制優遇措置という形でも数々の条例改正を皆様とともに協議させて、今のところ実行しておりますけれども、平成16年度とか平成18年度、さらに19年度に企業誘致、来たいというお話があり、現地視察まで来られたという経緯があります。結果としては、それが引き合いだけはあったんですけれども、企業進出に結びつかなかったという形でございます。今回、23年3月31日の償還期限を迎えるに当たって、その償還、今度新たな起債にするのか、企業誘致にするのかという、企業誘致をして、そこの残金をどうするかというところまでの具体的な話について、今現在、上級官庁と打ち合わせ中でございますので、23年3月31日に向けて重大な上峰町の懸案事項の一つという形で現在取り組んでおりますので、その分、今後に向けて厳しいかとは思いますが、全力で取り組みたいという方向性を持っております。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

先ほどの借りがえについて、県のほうからいろんな条件等がなかったですかね。 それなら、なかったというふうに理解をしておきます。

それでは次に、町政改革の中でちょっと言わせていただきますけれども、特に福岡県におきましても新型インフルエンザ対策ということが、実はいろんな面で対策をされております。この中で、当町においてのお考えをちょっと示していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

総務課長（江頭典雄君）

ただいまの御質問は新型インフルエンザ、今話題になっていますが、その対応に町としてどう取り組んでいるかというふうな御質問だったと思います。

これは、先日の御質問にも若干お答えしたところがございますが、現在、昨年から鳥栖地区で、特にそういう新型インフルエンザ、鳥インフルエンザからの変異によりまして、ちょっと強いものへの対応ということで取り組んでまいりました。そこにことしになって、現在、

メキシコで始まりましたインフルエンザの対応に追われていた状況でございます。

これについては、直接私たちの身の回りに迫ったわけではありませんが、福岡県まで発生が見られたというふうな状況でございます。県からも早く行動計画をというふうな指導がございまして、それに現在、早急な鳥栖地区での取り組みもありますし、また、町独自の対応ということでも両方面から検討してまいりまして、まだ行動計画ができ上がっておりませんが、この議会終了後においては、早速そういう庁内での統一を図っていききたい、行動計画を上げていききたいというふうに考えております。

ただ、流行に備えまして、マスク、手袋等の防護服についての整備も、これは若干であります。備蓄をしております。これも数がどうかというふうな問題も実はあるわけですが、なかなか物資についても十分な手配ができないような状況のところも正直言いますとありますし、また、一度においてたくさんのもを一遍に買い備えておいたほうがいいのかどうかというふうな問題も実はありまして、最低限のところでは今現在は対応、備蓄をしているような状況でございます。

これからまた、庁内でのそういう対住民へのサービスをどうしていくのか、対応をどうしていくのかということの庁内統一をこれから図っていききたいと、早急に取りかかっているというふうに考えております。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

さっきの件は、いろいろと忙しいと思いますけれども、整備の充実に努めていただきたいというふうに思います。

それでは次に移って、農業の再生のことについて、ちょっとお伺いしたいと思いますけれども、町長は農業についてどのようにお考えか、お考えを示していただきたいというふうに思います。

町長（武廣勇平君）

農業についての考えはということでございます。

先日から申し上げておりますが、上峰は農業地帯でございまして、農業が一番盛んだと言っても過言ではない町でございます。この上峰におきまして、国の施策、この間、今後どうなるのか行方をしっかり見ながら、農業の町として、農業従事者、そして農協、そして農業委員の方たちと協議をしながら、上峰の農業振興に努めていきたいという思いであります。

昨今、農業につきましては、原油高騰の影響を受けて、農業生産物、また価格の上昇等、いろんな取り巻く環境が悪うございます。また、食品偽装やそういった報道がなされました影響もあり、消費者の農業生産物に対する関心も高まっているところでございますが、一行政としてどういったことができるかということでございますけれども、足腰の強い農業経営というものを目指し、いろんな協議の中、地域の特産物、大分では一村一品というのがなさ

れていたわけですが、上峰もそういった今ある上峰のブランド米、さらにブランディングを強くしていく、そして新たないろんな御意見をちょうだいしながら、そういったものが出てくれば上峰ブランドというものをつくっていく、そういった努力も必要だと私は思っております。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

残り時間が少なくなりましたので、1つだけお願いということで一応して、2番の項は終わりたいと思います。

特に、地域農業の再生ということで、町長も大分農業に関してはお勉強されているというふうに思っておりますけれども、特に農作業支援センター協議会というのが実はあるわけです。町長が恐らくメンバーのほうになるというふうに思っておりますけれども、この中で、いろんな農業関係の上峰町の一番リーダー的な人がこのメンバーに加わっているような話し合いをされております。上峰町の農業振興の担い手がこのメンバーに加わっておりますので、次の機会があれば9月議会のときに内容的に詰めていきたいというふうに思っております。

それと、特に21年度の計画の中に、畜産関係の懸案の分も実はのっておりますので、その辺もお目通しをして、それに質問が出た場合はお答えできるようにしとっていただきたいというふうに思います。

それでは、16分ということですので、合併に対しての町長のお考え、これを最後にお聞きしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（吉富 隆君）

合併に対しての前向きビジョンとはについて、執行部の答弁を求めます。

町長（武廣勇平君）

9番岡議員からの、合併に対しての前向きビジョンについてという御質問でございます。

先日来、話しておりますけれども、合併は必要性があると私は申してまいりました。というのも、業務が多様化、複雑化する中で、1万人未満の自治体が抱えられるような形での運営がなかなか難しいような状況でございます。また、合併すると経営部門の中核の強化や、例えば、産業の分野、保健の分野、こういったところで専門能力を持った職員を集められるというようなこともございます。

今後、国と自治体の大きな流れの中で、合併は私は必要だと思っておりますけれども、私、期間中ずっと申し上げてまいりましたけれども、アンケートをとって町民の皆さんの意見をもとに、この方向性を決めていくことが合併の促進力にもつながるというふうに思っておりますのでございまして、早い段階でこの合併アンケートをとらせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

9番(岡 光廣君)

合併について、合併の方向性、課長との調整、協議、どのように進められるかということがもう1点です。

それと、町長も一部触れられておりますけど、それを一番最後に触れたいと思います。

私は基本的には、今までの経過を踏まえて、合併はやはり健全財政でないと相手方も前向きに検討してくれんと思うんですよ、幾ら何でも。やはりお互いが健全財政であれば、逆に相手方もどんどん寄ってくるというふうになるわけですね。それで、私はどうのこうの言っても、気持ちは前向きに持っていかんばでけんばってん、一年でも早く健全財政に持っていくことが、まず先決じゃなからうかと私は思うんです。

それと、町長がこの合併について、本当に4年間の任期中にどこまで進めるお気持ちであるかどうかということ、まず、お聞きしたいと思います。

町長(武廣勇平君)

9番岡議員の御質問でございます。課長との協議ということでございますが、合併について、これは町の重要施策でございますので、所管の企画の部門におきまして協議を重ね、今現在、そういったアンケートの試案というものもいただいているところではございますが、これをしっかりと見ながら、どういったアンケートをとっていくかというものを今後できるだけ早い段階でつくって、町民に広くアンケートをとらせていただきたいと思います。

そして、この4年間で合併をどこまで進めることができるかということでございますが、私は、でき得れば早ければ早いほうがいいという思いは持っております。ただ、相手のあることですので、これについては、その進捗が相手のほうの判断にもよりますので、はっきりと申し上げることができません。私自身、期間中申し上げてまいりました合併については、前向き、より広域であればいいというふうなこともあわせて申し上げてまいりましたし、この4年間でできるだけ早い段階でアンケートをとり、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

9番(岡 光廣君)

それでは、最後になるか、まあ1回になるかわかりませんが、町長が施政方針の結びの中で合併の分をちょっと触れられておるわけですね。危機的状況に陥っている上峰町を健全化させながら、合併の道筋をつけていくために方向性を見つけていきたいというようなことが実は書かれております。それで、当然並行して考えは持っていかなければいけませんけれども、今の段階では、まず、相手方も今の状況であればやはりなかなか厳しいものがあるというふうになるわけですね。

それで、これをどのようなお気持ちで結びに取り入れたかどうかという、その心境をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

町長(武廣勇平君)

9番岡議員の御質問でございます。上峰町を健全化させながら合併への道筋をつけていくということでございますが、私、今、財政の健全化というものに向けて担当課長と取り組んでおる最中でございますが、この中で、要は合併を模索していくということで、この文脈を御理解いただきたいと思えます。

もちろん、健全化したというゴールがはっきりすればいいんですが、これは償還計画を見ましても、公債費比率を見ましても、なかなかこれで健全化したというものは、どういう定義に、定義によると思えますけれども、はっきりとつけられない部分がございます、歳出の削減に取り組む中で合併について模索していくこととなります。そういった形で進めていくことで御了解いただきたいと思えます。

以上でございます。

9番（岡 光廣君）

それでは、これで最後にいたしたいと思えます。

何をするにしても、行政、議会はやはりお互いの車の両輪のごとくというふうに言われております。これは当然なことでありませう。合併をするにしても、やはり先ほど申しましたとおり、上峰町を安定した財政に持っていくということがまず先決でありますので、そういうことを町長のほうも税収ができるだけふえるような努力をしていただきまして、節約するところは節約して、お互い行政、議会が信頼ある状況の中で、一年でも早く健全財政になるように頑張ろうではありませんか。

最後に、町長の決意だけを述べていただきたいと思えます。

これで終わります。

町長（武廣勇平君）

岡議員の御提案でございます。車の両輪として議会とともに協議を重ねながら、これまで未熟だった部分を私も補い、先生方と協議する中で、健全な財政運営、合併についても町民の意見を聴取しながら道筋がつけられればと考えているところでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後3時46分 散会